特別支援学級及び通級による指導

教育課程編成の手引

平成３１(2019)年２月

栃木県教育委員会

ま　え　が　き

平成29(2017)年３月31日に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が、また、平成29(2017)年４月28日に特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領が改訂されました。小・中学校及び義務教育学校における、これらに基づく教育課程は、平成30(2018)年度から移行期間に入り、小学校等については2020年度から、中学校等については2021年度から、全面実施されることになっております。

新しい学習指導要領等は、①子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること、②知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること、③道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること、を基本的なねらいとして改訂されています。

今回、小・中学校学習指導要領総則の「第４　児童（生徒）の発達の支援」「２　特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導」「(1)障害のある児童（生徒）などへの指導」において、各学校が取り組むべき特別支援教育に関する組織的かつ計画的な対応、特別支援学級及び通級による指導における特別の教育課程の編成に関わる基本的な考え方、そして個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の位置付けが示されました。

そこで、県教育委員会では、今回の改訂の趣旨や内容を理解し、各特別支援学級や通級指導教室において、適切に教育課程を編成し、実施するための参考資料として、「特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引」を作成しました。

本書の特徴として、「第１編　特別支援学級」及び「第２編　通級による指導」に、担当者が指導の実践に当たって参考となるよう具体的な指導計画例を掲載しております。

各学校においては、本書を十分に御活用いただき、法令や小学校、中学校及び特別支援学校学習指導要領の示すところに基づくとともに、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成し、実施されることを期待します。

最後に、本書の作成に当たり、県内各地区から推薦いただきました委員の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。

平成31(2019)年２月

栃木県教育委員会事務局
特別支援教育室長　小野　幸男

目　　　　次

第１編　特別支援学級

第１章　特別支援学級の教育課程

第１節　特別支援学級の教育課程の基準と編成 ………………………… 1

１　特別支援学級の位置付け ………………………………… 1

２　児童生徒の理解 ………………………………………… 3

３　教育課程編成の基本 …………………………………… 5

４　学習評価 ……………………………………………… 14

第２節　特別支援学級の学級経営 ……………………………… 15

１　学級経営計画 ………………………………………… 15

２　諸計画 ………………………………………………… 15

３　児童生徒の安心感を高める指導 ……………………… 16

４　障害の状態等に応じた学びの場の変更 ……………… 16

５　進路指導 ……………………………………………… 17

６　保護者との連携 ……………………………………… 18

７　特別支援学校のセンター的機能の活用 ……………… 18

８　関係機関等との連携 ………………………………… 19

第２章　指導計画例

第１節　教育課程例 ………………………………………… 20

１　知的障害特別支援学級〈小学校〉 …………………… 20

２　自閉症・情緒障害特別支援学級〈小学校〉 ………… 26

３　知的障害特別支援学級〈中学校〉 …………………… 31

４　自閉症・情緒障害特別支援学級〈中学校〉 ………… 38

第２節　本時の展開例等 …………………………………… 43

１　小学校　知的障害特別支援学級（国語科） ………… 43

２　小学校　知的障害特別支援学級（道徳科） ………… 44

３　小学校　知的障害特別支援学級（自立活動） ……… 46

４　小学校　自閉症・情緒障害特別支援学級（算数科） … 47

５　中学校　知的障害特別支援学級（生活単元学習） … 48

第２編　通級による指導

第１章　通級による指導の教育課程

第１節　通級による指導の教育課程の基準と編成 …… 50

１　通級による指導の位置付け …… 50

２　校内委員会等による指導の開始・終了に関する検討 …… 52

３　通級による指導の教育課程 …… 52

第２節　通級指導教室の教室経営 …… 55

１　教室経営の計画 …… 55

２　教室経営と教育課程 …… 56

３　教育環境の整備 …… 58

４　保護者等との連携 …… 58

第２章　指導計画例

第１節　教育課程例 …… 60

１　通級指導教室［言語障害］ …… 60

２　通級指導教室［自閉症・注意欠陥多動性障害］ …… 63

第２節　自立活動における指導目標・指導内容設定シートの例 …… 66

１　言語障害〈小学校〉 …… 67

２　自閉症〈小学校〉 …… 68

３　注意欠陥多動性障害〈小学校〉 …… 69

４　学習障害〈中学校〉 …… 70

第３節　本時の展開例 …… 71

１　言語障害〈小学校〉 …… 71

２　注意欠陥多動性障害〈小学校〉 …… 72

３　学習障害〈小学校〉 …… 73

４　自閉症〈中学校〉 …… 74

参考資料

１　特別支援学級、通級による指導の対象について …… 75

２　自立活動の目標及び内容について …… 76

３　視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童生徒に教育を行う特別支援学校の各教科における必要とされる指導上の配慮事項について …… 77

４　知的障害者である児童生徒の教育的対応の基本について …… 78

５　障害の捉え方について …… 79

６　合理的配慮の提供について …… 80

７　文部科学省刊行物等 …… 91

第１編　特別支援学級

第１編　特別支援学級
第１章　特別支援学級の教育課程
第１節　特別支援学級の教育課程の基準と編成

１　特別支援学級の位置付け
(1) 特別支援学級の法令上の規定
①　特別支援学級の設置

特別支援学級は、障害があるために通常の学級における指導では十分にその効果をあげることが困難な児童生徒のために編制された学級である。この特別支援学級の設置については、学校教育法第81条第２項において、以下のように示されている。

> 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。
> １　知的障害者
> ２　肢体不自由者
> ３　身体虚弱者
> ４　弱視者
> ５　難聴者
> ６　その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの

②　特別支援学級の対象

特別支援学級の対象となる児童生徒については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(平成25年10月4日付け25文科初第756号)において、以下のように示されている。

> ３　小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学
> (1) 特別支援学級
> 学校教育法第81条第２項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。
> 障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。
> ①　障害の種類及び程度
> ア　知的障害者
> 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ　肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ　病弱者及び身体虚弱者

一　慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二　身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ　弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ　難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ　言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ　自閉症・情緒障害者

一　自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二　主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

特別支援学級の対象※とすることが適当な児童生徒の判断に当たっては、障害のある児童生徒に最もふさわしい教育を行うという視点に立って、その本人・保護者の意見、教育学・心理学及び医学等の観点からの専門家の意見を聴いた上で、総合的かつ慎重に行うことが大切である。専門家の意見聴取については、市町の教育支援委員会の場や主治医への訪問等が考えられる。

※特別支援学級の対象　→参考資料　Ｐ75参照

③　１学級の児童生徒数

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第３条において、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）（以下「小・中学校等」）の特別支援学級の１学級の児童生徒数は、８人を標準として都道府県教育委員会が定めることと示されている。

なお、必ずしも同一の学年の児童生徒で学級編制をする必要はない。

(2) 管理職等の理解と協力

校内における特別支援教育の充実のためには、管理職が特別支援教育に理解をもち、担任教師の決定、教室の配置、学校全体の体制づくりなどに十分配慮しなければならない。「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19年４月１日付け19文科初第125号）には、校長の責務について次のとおり示されている。

２　校長の責務

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制※の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

※次に述べる体制　→同通知「（３）特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」参照

校長は特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童生徒の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助※を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

特別支援学級を適切に運営していくためにも、校長は、全ての教師が特別支援教育や障害についての正しい理解と認識を深め、教師間の連携が図られるよう、常に認識を新たに取り組んでいくことが求められる。

※専門的な助言又は援助（特別支援学校のセンター的機能）　→第１編　P18参照

２　児童生徒の理解

(1) きめ細かな児童生徒理解の必要性

学級を基盤とする集団での学習や生活の中で、児童生徒が本来持っている力を最大限に発揮して自信を育てられるようにするため、教師は児童生徒の理解を深め、一人一人に応じたきめ細かな指導を行うことが求められている。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、障害の状態だけではなく、学年の幅が大きく、発達の段階や行動の特性も様々である。このような児童生徒に対して、適切な指導をするためには、児童生徒の実態を十分把握する必要がある。その上で、児童生徒の実態に即した教育課程を編成していかなければならない。

また、障害のある児童生徒の学習上又は生活上の困難は、本人の心身の機能の障害と社会的障壁との相互作用の中で生じていると捉える必要がある。

＊障害の捉え方について　→参考資料　P79･80参照

(2) 実態把握における留意点

特別の教育課程の編成や個別の教育支援計画等の作成に当たって、一人一人の児童生徒の障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が必要である。その際、児童生徒の困難なことのみに着目するのではなく、うまくいっているところ（長所や得意としていること等）、本人及び保護者の願いも把握することが大切である。

また、児童生徒の行動観察や保護者等への聞き取り、各種検査の結果等から、行動の背景も含め、児童生徒の全体像を客観的に捉えることが必要である。

いずれにしても、対象となる児童生徒の現在の姿のみにとらわれることなく、そこにいたる背景や、学校で指導可能な残りの在学期間、数年後や卒業までに育みたい力との関係など、児童生徒の中心的課題を整理する視点を明確にしていく必要がある。

(3) 実態把握の方法

① 生育歴及び健康に関する調査

日常生活で気になる行動に対応するための基礎的な資料を得るために、生育歴の調査を行う。児童生徒の行動が障害の特性によるものか環境によるものかを判断する手掛かりとすることができる。資料の収集に当たっては事実の把握に努め、他の資料と照合させながら行動の背景を吟味する必要がある。

健康に関する情報は、就学時健康診断、定期健康診断の記録だけでなく、保護者や養護教諭、学校医のほか、障害の状態等によっては保護者を通して主治医等からも収集することが必要である。

② 行動特性の調査

行動特性を把握するには、行動観察による方法が最も適当である。日常の学習や生活の場面で児童生徒が活動する様子をできるだけありのままに捉えることが大切である。記録する際には、客観的な記述となるよう留意する。

③ 学力の調査

国語、算数・数学等の学力の調査には、行動観察による方法、教師の作成する検査による方法等がある。知的障害のある児童生徒に対して、教師の作成する問題で調査を行う場合には、問題の意味や解答の要領が分かるよう創意工夫する必要がある。解答の結果については、単に正答、誤答だけを記録するのではなく、問題の提示方法による解答の違いや問題を解答していく過程等についても記録しておくことで、指導に生かすことができる。

④ 運動機能の調査

運動機能の調査を行う場合には、四肢の動き、手指の動き、体幹の支持、身体の緊張等について、また、食事や衣服の着脱、歩行等の日常生活動作の状況等について、分析的、総合的に把握する必要がある。運動機能は、体育（保健体育）の授業はもとより、学校生活全般とも大きな関係があるので、その結果は、指導計画作成上の重要な資料となる。なお、運動機能の障害には、専門医による診断を必要とするものがあるので、専門医との連携を図ることも大切である。

⑤　標準化された検査等

より客観的な実態把握の方法として、以下のような心理検査等を用いることもある。検査の実施にあたっては、検査後の結果をその後の指導・支援に生かすことが大切である。

検査名	適用範囲	特　　徴
田中ビネー 知能検査Ⅴ	２歳～成人	各年齢毎に検査問題が構成されている。検査結果はすべて年齢基準と結びつけて評価され、精神年齢（MA）と知能指数（IQ）が算出される。知的な発達水準が包括的に把握できる。
WISC－Ⅳ 知能検査	５歳～ 16歳11か月	10の基本検査を実施することにより、全検査の知能指数（FSIQ)と言語理解(VCI)、知覚推理(PRI)、ワーキングメモリー(WMI)、処理速度(PSI)の４つの指標得点が算出され、発達の特徴を把握できる。 ※　小学校１年生では幼児用のWPPSI-Ⅲ(２歳６か月～７歳３か月)の実施も考えられる。
K-ABCⅡ心理・ 教育アセスメントバッテリー	２歳６か月 ～ 18歳11か月	認知尺度の検査より、継次処理、同時処理、学習能力、計画能力の４つの能力が算出される。習得尺度の検査より、語彙や言葉の読み、算数などの習得状況が把握できる。
Ｓ－M社会生活 能力検査	乳幼児～ 中学生	子どもの日常生活場面での行動が検査の対象となり、保護者への質問によって実施する。社会生活に関する能力を、身辺自立・移動・作業・コミュニケーション・集団参加・自己統制の６領域に分け、領域別の社会生活年齢（SA）と社会生活指数（SQ）を算出することができる。
遠城寺式乳幼児 分析的発達検査	０歳～ ４歳７月	子どもの観察や保護者からの聞き取りにより確認する。検 査項目は、移動運動・手の運動・基本的習慣・対人関係・発語・言語理解の６領域の発達検査で、身体的発達も含めて総合的な発達状況を評価することができる。
PVT－R絵画語 彙発達検査	３歳～ 12歳３月	１ページに４種類の絵が描かれた図版を提示し、その中か ら検査者の言う単語にふさわしい絵を選択させる方法で行う。語彙年齢と相対的な語彙力が分かる評価点を算出することができる。

３　教育課程編成の基本

(1) 基本的な考え方

特別支援学級は小・中学校等の学級の一つであり、学校教育法に定める小・中学校等の目的及び目標を達成するものでなければならない。ただし、対象となる児童生徒の障害の種類や程度等によっては、障害のない児童生徒に対する教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合があることから、学校教育法施行規則第138条において、特に必要がある場合は、特別の教育課程によることができると規定している。

小学校及び中学校学習指導要領では、特別支援学級で実施する特別の教育課程の編成について、次のように示されている。

特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ｱ) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取り入れること。

(ｲ) 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

知的障害を有しない児童生徒について教育課程を編成する場合、自立活動の指導を取り入れるとともに、各教科等の指導は原則当該学年に準じて行うことになる。ただし、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、下学年の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。（特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第１章第８節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」１参照）

知的障害を有する児童生徒について教育課程を編成する場合、自立活動の指導を取り入れるとともに、当該学年や下学年、特別支援学校（知的障害）の各教科の目標及び内容を参考に教育課程を編成する。その際、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を考慮し、目標及び内容を替えるのが各教科等の内容の一部なのか、全部なのかについて十分検討する必要がある。（上記「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」１及び３参照）

また、特別支援学校（知的障害）の各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部について合わせて指導を行うことによって、一層効果が上がると判断した場合に、各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、生活単元学習、作業学習等）を実施することも考えられる。（学校教育法施行規則第130条第２項）ただし、ここで示す各教科は、特別支援学校（知的障害）で履修する各教科であることに留意する。

小学校及び中学校学習指導要領解説総則編では、知的障害者である児童生徒の実態の応じた各教科の目標を設定するための手続き例を次のように示している。

〈各教科等の目標に至る手続きの例〉

a　小(中)学校学習指導要領第２章各教科に示されている目標を及び内容について、次の手順で児童(生徒)の習得状況や既習事項を確認する。
- 当該学年の各教科の目標及び内容について
- 当該学年より前の各学年の各教科の目標及び内容について

b　ａの学習が困難又は不可能な場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第２章第２款第１に示されている知的障害者である児童(生徒)を教育する特別支援学校小(中)学部の各教科の目標及び内容についての取扱いを検討する。

c　児童(生徒)の習得状況や既習事項を踏まえ、小(中)学校卒業までに育成を目指す資質・能力を検討し、在学期間に提供すべき教育内容を十分見極める。

d　各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

教育課程の構造図

＜小学校の特別支援学級＞

知的障害を有する児童は、障害の状態等により、各教科の目標・内容が当該学年、下学年、又は特別支援学校(知的障害)小学部から選定されることに留意する。

＊各教科等の目標及び内容を替える場合、一部そして全部の順で検討する。

＊知的障害を有しない児童は、障害の状態から特に必要がある場合、②について検討する。

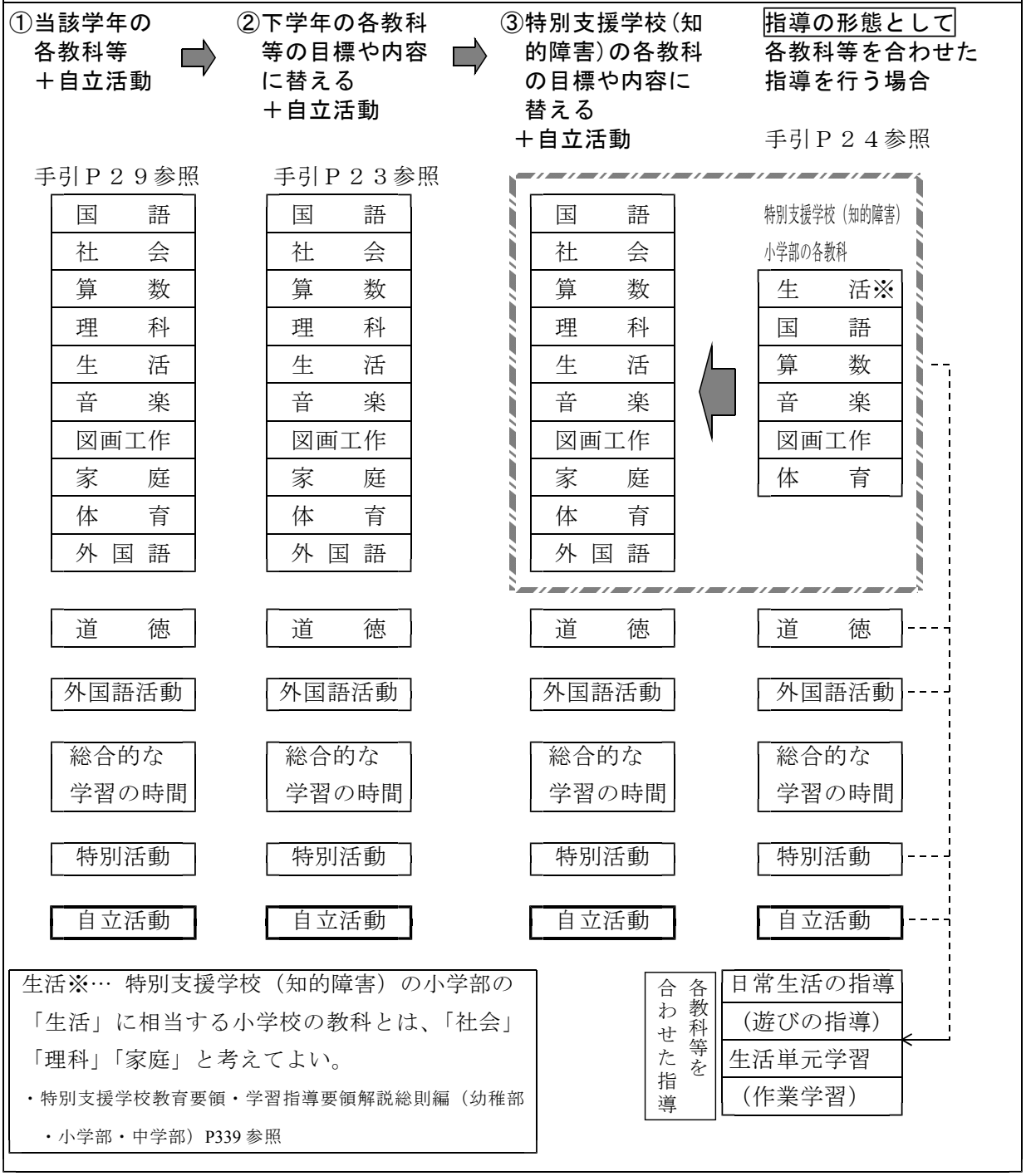

・道徳科、外国語科、外国語活動等の取扱いの詳細については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第１章第８節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参照

＜中学校の特別支援学級＞

知的障害を有する生徒は、障害の状態等により、各教科の目標・内容が当該学年、小・ 中学校の下学年、又は特別支援学校(知的障害)小・中学部から選定されることに留意する。
＊各教科等の目標及び内容を替える場合、一部そして全部の順で検討する。
＊知的障害を有しない生徒は、障害の状態から特に必要がある場合、②について検討する。

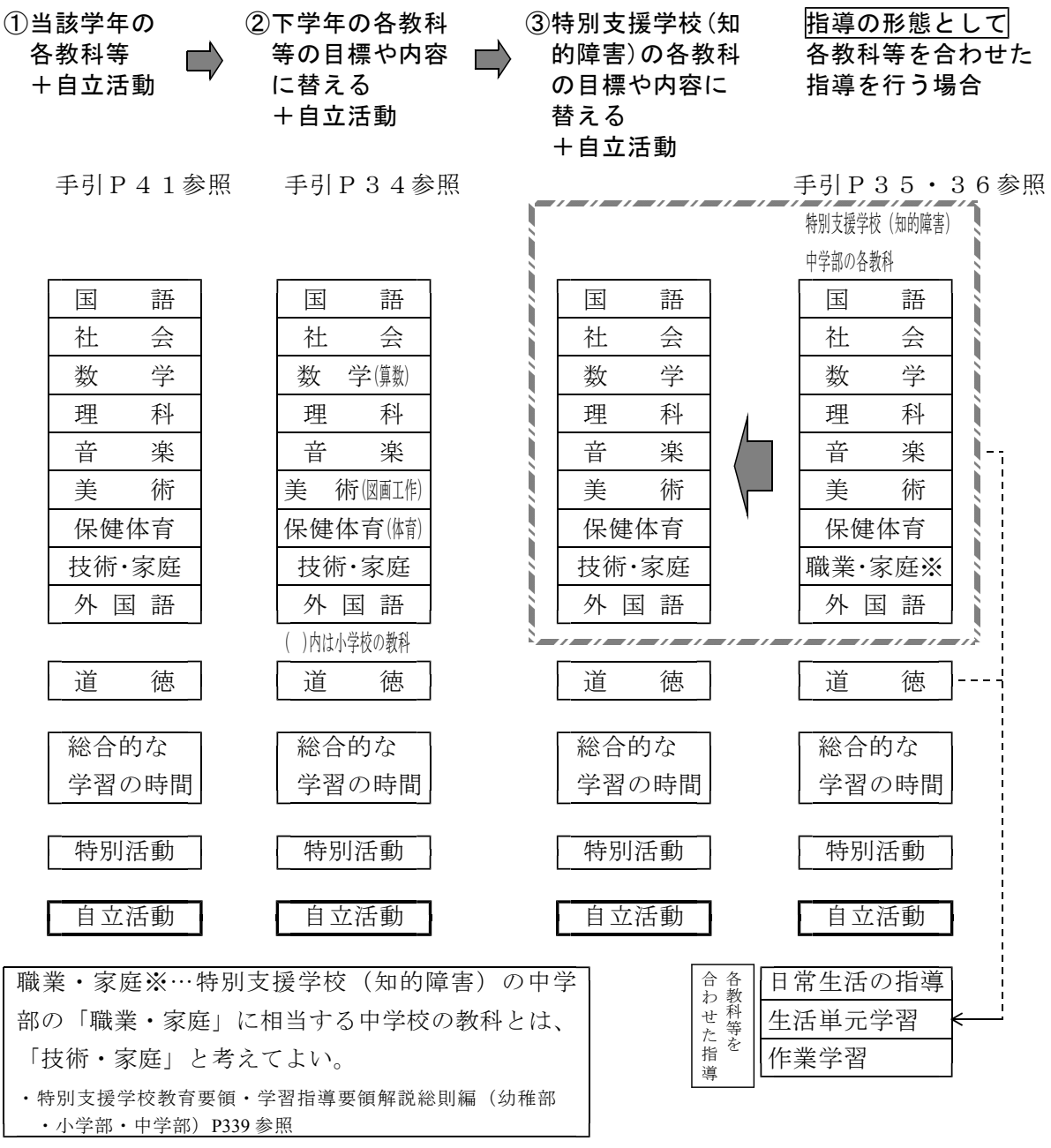

・小学校や特別支援学校（知的障害）小学部の各教科の目標及び内容を取り入れて指導した場合でも、教科の名称までを替えることはできない。
＜例＞算数科の目標及び内容を取り入れて指導した場合でも、教科名は数学となる。
・道徳科、外国語科、外国語活動等の取扱いの詳細については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第１章第８節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参照

(2) 内容等の取扱い

特別の教育課程に関する規定を参考にする際には、特別支援学級は、通常の学級と同様、学習指導要領第１章総則第１の１の目標を達成するために、第２章以下に示す各教科、道徳科、外国語活動（小学校のみ）及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっていることを踏まえる必要がある。その上で、なぜ、各教科の目標及び内容の一部を下学年や特別支援学校のそれらに替えることを選択したのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにしながら教育課程の編成を工夫することが大切であり、教育課程を評価し改善する上でも重要である。

① 各教科

児童生徒に対し、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、指導を創意工夫する必要がある。特別支援学級においても在籍する児童生徒の個人差は大きく、各教科の特質や指導内容に応じて、さらに小集団を編成し個別的な手立てを講じるなど、個に応じた指導を徹底する必要がある。

また、知的障害のある児童生徒に対して下学年又は特別支援学校（知的障害）の目標及び内容で指導する場合は、生活に即した活動を十分に取り入れながら、学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要がある。

② 外国語科・外国語活動

第３学年及び第４学年の児童に対して外国語活動、第５学年及び第６学年の児童に対して外国語科（英語を履修させることを原則）を実施する。

ただし、たとえば第５学年及び第６学年の児童で、外国語科の目標及び内容による学習が困難であると判断した場合は、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れて指導することができるが、全部を替えることはできないことに留意する。

③ 特別の教科　道徳

道徳教育については、次のとおり小学校及び中学校学習指導要領総則第１章第２の(2)に示されている。

> 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。

特別の教科として位置付けられた道徳科は、道徳性を養うことを目指すものとして、その中核的な役割を果たしている。道徳科の指導において、各教科等で行われる道徳教育を補ったり、それを深めたり、相互の関連を考えて発展させ、統合させたりすることで、学校における道徳教育は一層充実する。こうした考え方に立って、道徳教育は道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと規定されている。

自閉症等のある児童生徒の場合、それぞれの学習過程で考えられる困難さの状態をしっ

かり把握した上で必要な配慮が求められる。例えば、他者との社会的関係の形成に困難のある児童生徒の場合、他者の心情を理解するために役割を交代して動作化、劇化したり、ルールを明文化したりするなど、指導上の工夫が必要である。

知的障害のある児童生徒の場合、知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うことが大切である。なお、各教科等を合わせた指導の中で道徳科の内容を扱った場合においても、道徳科の評価を実施する必要があることに留意する。

④　総合的な学習の時間

各学校において設定した目標や内容に基づき、特別支援学級では授業時数を適切に定めて実施する。例えば、交流学級において、交流及び共同学習として経験を深め、社会性を養えるような学習にしたり、特別支援学級において、自分で課題を立てられるよう個別指導の充実を図りながら学習したりすることが考えられる。

知的障害のある児童生徒の場合、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、児童生徒が自らの課題を解決できるように配慮することが大切である。

⑤　特別活動

児童生徒一人一人の障害の状態や経験等に応じた指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定することが重要である。その際、特に生活に結び付いた内容を取り上げ、実際的な場面で具体的な活動を通して指導することが必要である。

学級活動においては、児童生徒間の望ましい人間関係が形成できるよう、友達への関わり方について、具体の場面を取り上げて学習することや、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画できるように、学校生活に必要な係を分担し、児童生徒が実際的な活動に責任をもって取り組めるようにするなど、主体的、実践的な態度を育てることが大切である。

⑥　自立活動

小学校及び中学校学習指導要領では、特別支援学級において「障害による学習上又は生活上の困難を克服し改善を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取り入れること」と規定されている。

また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第１章及び第７章では、自立活動の目標や指導について、次のとおり示されている。

【自立活動の目標】

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

【自立活動の指導】
学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

自立活動の内容は、各教科等のようにその全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱うものである。よって、児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要がある。個別の指導計画の作成については、児童生徒の実態把握、指導すべき課題の整理、指導目標の設定、六つの区分27項目※の内容から指導目標を達成するために必要な項目の選定、選定した項目を相互に関連付けた指導内容の設定という手続きを経ることが必要である。

自立活動に充てる授業時数については、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて適切に設定する必要がある。

各教科等を合わせて指導を行う場合、自立活動について自立活動の時間を設けるか又は各教科等を合わせた指導として指導するかを検討する必要がある。

※六つの区分27項目　→参考資料　P76参照

＊自立活動の指導目標・内容の設定　→第２編　P56・66参照

⑦　各教科等を合わせた指導

知的障害があり、特別支援学校（知的障害）における各教科の目標及び内容によって学習している児童生徒のうち、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部について合わせて指導を行うことによって、一層効果の上がる授業をすることができる場合、各教科等を合わせて授業を行うことができる。

各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、児童生徒の主体的・対話的で深い学びに向けた授業改善に留意しながら、効果的に実施していくことができるよう、カリキュラム・マネジメントの視点に基づいて計画－実施－評価－改善していくことが必要である。

【各教科等を合わせた指導の特徴と留意点】

指導の形態	**日常生活の指導**
特　　徴	・児童生徒の生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導する。
教　科　等	・生活科を中心として、特別活動（学級活動）など広範囲に、各教科等の内容が扱われる。
学習活動例	・衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容 ・あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な内容

計画・指導に当たって考慮すべき点
□日常生活等の自然な流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で取り組むことにより、生活や学習の文脈に即した学習ができるようにすること。 □毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら取り組むことにより習慣化していく指導の段階を経て、発展的な内容を取り扱うようにすること。 □できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な支援を行うとともに、生活上の目標を達成していくために、学習状況等に応じて課題を細分化して段階的な指導ができるものであること。 □指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されていること。 □学校と家庭とが連携を図り、児童生徒が学校で取り組んでいること、また家庭等でこれまで取り組んできたことなどの双方向で学習状況等を共有し、指導の充実を図るようにすること。

指導の形態	生活単元学習
特　　徴	・児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習する。
教　科　等	・広範囲に各教科等の目標や内容が扱われる。
学習活動例	・実際の生活に合わせた内容（金銭の扱いの学習等） ・季節や学校行事などを意識した内容
計画・指導に当たって考慮すべき点	
□単元は、実際の生活から発展し、児童生徒の知的障害の状態や生活年齢等及び興味や関心を踏まえたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。 □単元は、必要な知識や技能の習得とともに、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等の育成を図るものであり、生活上の望ましい態度や習慣が形成され、身に付いた指導内容が現在や将来の生活に生かされるようにすること。 □単元は、児童生徒が指導目標への意識や期待をもち、見通しをもって、単元の活動に意欲的に取り組むものであり、目標意識や課題意識、課題の解決への意欲等を育む活動を含んだものであること。 □単元は、一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、学習活動の中で様々な役割を担い、集団全体で単元の活動に協働して取り組めるものであること。 □単元は、各単元における児童生徒の指導目標を達成するための課題の解決に必要かつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。 □単元は、各教科等に係る見方・考え方を生かしたり、働かせたりすることのできる内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して、多種多様な意義のある経験ができるよう計画されていること。	

指導の形態	作業学習
特　　徴	・作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習する。
教　科　等	・中学部の職業・家庭科の目標及び内容が中心となる。
学習活動例	・農耕、園芸、紙工、木工、縫製　等
計画・指導に当たって考慮すべき点	
□児童生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む意義や価値に触れ、喜びや完成の成就感が味わえること。 □地域性に立脚した特色をもつとともに、社会の変化やニーズ等にも対応した永続性や教育的価値のある作業種を選定すること。 □個々の児童生徒の実態に応じた教育的ニーズを分析した上で、段階的な指導ができるものであること。 □知的障害の状態等が多様な児童生徒が、相互の役割等を意識しながら協働して取り組める作業活動を含んでいること。 □作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習時間及び期間などに適切な配慮がなされていること。 □作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れと社会的貢献などが理解されやすいものであること。 ＊小学校では、児童の生活年齢や発達の段階等を踏まえれば、生活単元学習の中で作業学習につながる基礎的な内容を含みながら単元を構成することが効果的である。	

(3) 交流及び共同学習

交流及び共同学習については、障害者基本法第16条第２項で「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と示されている。

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。

交流及び共同学習において、障害のない児童生徒が、障害のある児童生徒の気持ちや行動を理解しうまくかかわれるようになると、障害のある児童生徒は安心して学習や生活に取り組むことができるようになる。また、障害のない児童生徒も、障害のある児童生徒とかかわり合う中で視野が広がったり思考が深まったりするなど、柔軟に他者を受入れ、共に生きていく力を育むことができるようになる。このように交流及び共同学習が適切に実施されることで、障害のある児童生徒及び障害のない児童生徒の間で、互恵的な相互作用が展開される。

なお、特別支援学級設置校では、日常の様々な場面で交流及び共同学習を実施することが可能であり、双方の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。

(4) 教科用図書の取扱い

学校教育法第34条及び49条の規定により、小・中学校等においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用する。しかし、特別の教育課程を編成する特別支援学級において

は、文部科学大臣の検定を経た当該学年の教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、次の要領で他の適切な教科用図書を使用することができるようになっている（学校教育法附則第９条及び学校教育法施行規則第139条）。

① 文部科学省検定済教科書の中から下学年のものを採択する。その際は、採択地区内のものと同一のものを採択する。
② 文部科学省検定済教科書の中に適切なものがない場合は、文部科学省著作教科書の中から適切なものを採択する。
③ ①や②の中で適切なものがない場合は、検定済教科書及び著作教科書以外の一般図書（特別支援学級用）を教科用図書として採択する。ただし、一般図書（特別支援学級用）と検定済教科書を同時に無償給与できないことに留意する。

４ 学習評価

(1) 指導の評価

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものである。

評価に当たっては、評価のための評価に終わることなく、教師が児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように、評価を行うことが大切である。

実際の評価においては、学習の状況を把握するために、学習の成果だけでなく、学習の過程を重視することが大切である。特に、他者との比較ではなく児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

また、教師による評価とともに、児童生徒による学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。相互評価や自己評価は、児童生徒自身の学習意欲の向上にもつながることから重視する必要がある。

(2) 学習評価に関する工夫

学習評価の実施に当たっては、評価結果が評価の対象である児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという学習評価の妥当性や信頼性が確保されていることが重要である。学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、例えば、評価規準や評価方法等を明確にすること、評価結果について教師同士で検討すること、実践事例を蓄積し共有していくこと、授業研究等を通じ評価に係る教師の力量の向上を図ることなど、学校として組織的かつ計画的に取り組むことが大切である。

さらに、進路先へ児童指導要録又は生徒指導要録の写し等のほかに個別の教育支援計画及び個別の指導計画を引き継ぐことにより、切れ目ない支援に生かすことが必要である。

第２節　特別支援学級の学級経営

特別支援学級の学級経営については、第２節の内容に加え、参考資料P77･78、P81～85及びP88の合理的配慮の観点等の当該障害の内容も併せて参考にしてください。

１　学級経営計画

(1) 学級経営計画の作成

学級経営計画を作成する際には、以下のような視点をもつことが大切である。

・学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること
・一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場として学級をつくりあげること
・学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくこと。
・校長・教頭の指導の下、関係教職員及び家庭等との連携を図ること

(2) 学級目標の設定

学級目標は､教師がどのような学級づくりを目指しているのかを端的に表したものであり、日々の教育活動のよりどころになるものである。

学級目標の設定に当たっては、学校教育目標との関連を図るとともに、学級の実態や児童生徒・保護者などの願いにも配慮し、十分に検討し設定する必要がある。

児童生徒に学級目標を意識させるには、学級目標から指導の重点を決定して毎日の指導に位置付けたり、年度や学期、月、週などの節目ごとに学級や個人の目標を立てたりすることも必要である。

２　諸計画

(1) 年間指導計画

年間を通して、学級でどのような指導をしていくのかを明確にしたものが年間指導計画である。作成に当たっては、児童生徒の実態に即し、教育目標の達成に適した指導の形態を考え、小学校及び中学校学習指導要領や特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）の教育内容を参考にして、具体的な指導内容を考え、作成する。

(2) 個別の教育支援計画

学校教育法施行規則第139条の２の規定には、特別支援学級に在籍する児童生徒について、個別の教育支援計画を作成するとともに、作成するにあたり、本人・保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図るよう示されている。

障害者基本計画※（第４次）においては、障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、基礎的環境の整備を進めつつ、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を通じて、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒が合理的配慮※の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにするとされている。

また、就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するため、保護者の参画を得つつ、関係機関等との連携の下、策定・活用を促進するよう求めている。

さらに、個別の教育支援計画等を活用して進路先等に引き継ぐことについても、作成に当たって本人・保護者の意向を踏まえる際、同意を得ることが求められている。

なお、様式については地域の実情に応じて設置者等が定める様式で作成することが望ましい。

※障害者基本計画　→参考資料　Ｐ79参照
※合理的配慮　→参考資料　Ｐ80参照

(3) 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものであり、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法、合理的配慮等を示したものである。

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成する。各教科の一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えた場合、特別支援学校（知的障害）の各教科の各段階の目標及び内容を基にして、個別の指導計画に基づき、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要である。

3　児童生徒の安心感を高める指導

児童生徒が自信を育てられるようにするためには、日常の学習や生活の中で、児童生徒の安心感を高められるようにすることが大切である。

児童生徒の学習や生活は、教師や友達との人間関係をはじめ、教師の発問や指示、板書や教材なども含む様々な環境との相互作用に展開されていることから、次の２点を柱として、安心感を高められるよう指導に取り組むことが必要である。

(1) 温かい人間関係を育む

日常の学校生活において児童生徒と直接的にかかわる中で、児童生徒への理解を深め、温かい人間関係を育んでいくためには、教師による次の働きかけが必要である。

○児童生徒に寄り添う
- 言動の背景を多面的に捉える。
- 長所を褒めたり、変容や努力の過程などを認めたりする。

○児童生徒同士をつなぐ
- 言動を肯定的に捉え、学級全体に返す。
- 教え合ったり助け合ったりする活動を取り入れる。

(2) 分かりやすい環境を整える

教室は、児童生徒にとって学習の場であると同時に生活の場でもある。児童生徒が安心して活動できるよう、以下のような配慮が考えられる。

○全体と部分の構造を明確にする
- 初めに、全体の構造と時間計画を伝える。
- 活動の節目に、全体の構造と時間計画における現在の位置を確認する。

○情報を取り入れやすくする
- 必要な情報に絞る。
- 情報を時間的、空間的に分けて伝える。
- 視覚や聴覚に働きかける。

4　障害の状態等に応じた学びの場の変更

就学時に、小学校段階６年間、中学校段階３年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、児童生徒の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら小中学校等・特別支援学校間、通常の学級・特別支援学級間の学びの場の変更ができることを、学校、保護者、市町教育委員会で共通理解をすることが重要である。就学後は、定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて、個別の教育支援計画を見直し、学びの場や必要な支援を変更できるようにしていくことが必要である。

検討に際しては、障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることを追求する姿勢が求められる。また、小・中学校等は日頃から特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

《参考》小・中学校等在学児童生徒の教育措置変更（特別支援学校への転学）に係る主な手順

① 対象児の実態把握及び就学相談
- 小・中学校等では、対象児の日常生活行動の観察記録や個別の知能検査等の客観的な資料の収集に努め、障害の状態等について十分な実態把握及び就学相談を行う。
- 市町教育委員会においては、小・中学校等に就学後も継続的に保護者等との面接・相談を行うなどして対象児の把握に努める。

② 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 小・中学校等は市町教育委員会と連携しながら、特別支援学校と連絡をとり、就学相談の中で、適宜、対象児と保護者等が特別支援学校での教育相談等を行えるようにする。また、そのときの状況を把握する。

③ 校内教育支援委員会での審議
- 小・中学校等の校内教育支援委員会において、対象児についての十分な審議を行い、その結果を市町教育委員会に報告する。

④ 市町の教育支援委員会での審議
- 小・中学校等で実施した校内教育支援委員会での審議結果及び市町の就学相談の結果に基づき、市町の教育支援委員会において十分な審議を行う。

⑤ 特別支援学校への見学・体験学習
- 小・中学校等は市町教育委員会と連携しながら、特別支援学校と連絡をとり、適宜、対象児と保護者等が特別支援学校での見学・体験学習を行えるようにする。また、そのときの状況を把握する。

⑥ 教育措置についての判断
- 市町の教育支援委員会での審議結果を踏まえ、本人・保護者、市町教育委員会、特別支援学校で合意形成を行うことを原則とし、市町教育委員会が決定する。

⑦ 教育措置変更の手続き
- 市町教育委員会は教育措置変更の手続きを12月末日までに行う。

＊②⑤の特別支援学校のセンター的機能の活用や見学・体験学習については、対象児の障害等に応じて実施時期が前後することもある。

5 進路指導

キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要とし、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図る必要がある。

特別支援学級においては、障害の状態等を考慮し、将来の自立を見通した進路指導が重要である。特別支援学校見学会等に関する情報は、適切な時期に児童生徒及び保護者に提供できるように準備しておくことが望まれる。特に、特別支援学校高等部への進学を考えている場合は、本人・保護者が学校生活や卒業後の様子等を理解した上で進路先として適しているか検討できるよう、学校見学や体験学習を実施する必要がある。

６　保護者との連携

児童生徒の望ましい人間形成を図る上で、保護者との信頼関係を築くことが重要である。特別支援学級では、障害の理解や日々の成長、児童生徒とのかかわり等の教育方針等について保護者と共通理解を図るとともに、日常の生活習慣の形成等において家庭の理解と協力を得ながら学級経営に当たることが大切である。

以下は保護者との連携の一例である。

○連絡帳や手紙、電話等を活用し、日頃から情報交換を密にする。
○授業参観を設定し、児童生徒への指導の理解を一層深める。また、保護者と児童生徒が共に活動する場を考慮するなどの工夫をする。
○保護者会を開催し、保護者の願いや学校への期待を十分に受け止め、学級の教育方針や教育内容を示し理解を得る。
○個人面談を行い、保護者の思いや考えを十分に聴く。また、児童生徒の実態や変容などについて情報交換や指導に関する共通理解を図る。
○家庭訪問を行い、通学路、地域環境、家庭での過ごし方、保護者の子ども観や家庭でのかかわり方などを確認することで、児童生徒の指導に生かす。
○学級だよりを定期的に発行し、児童生徒の学校生活の様子、学校行事等のお知らせ、保護者へのお願い、教育や福祉等の研修会の情報などを伝える。

７　特別支援学校のセンター的機能の活用

学校教育法第74条において、「特別支援学校は小学校及び中学校等の要請に応じて、児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする」と示されている。

また、小学校及び中学校学習指導要領第１章総則第４の２の(1)のアにおいては、次のとおり特別支援学校等の助言又は援助を活用することが示されている。

> 障害のある児童(生徒)などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童(生徒)の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

特別支援学校のセンター的機能については以下の内容があるので、参考にして各学校で活用するとよい。

①小・中学校等の教員に対する支援
・障害のある児童生徒の実態把握、指導内容や方法、個別の教育支援計画の作成など
②特別な教育的支援が必要な幼児に関する教育相談（特別支援学校の早期教育相談室）
・地域の特別な教育的支援が必要な幼児とその保護者への支援
・地域の幼稚園等の教員等への支援
③就学・転学等に関する支援
・就学時に関する情報提供や助言（学校見学会や体験学習等）
・市町教育支援委員会への協力
④指導者の資質、専門性向上のための研修会や事例研究会等の開催
・夏季休業中等における小・中学校等の教員を対象とした研修会の実施

８　関係機関等との連携

(1) 学校等間の連携

幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、小・中・高等学校等において一貫した支援が行われるよう、保護者の同意を得た上で、個別の教育支援計画等を活用し、各学校段階における発達の段階や指導体制などを踏まえ、有効な支援情報を進路先に引き継ぐことが求められる。そのため、個別の教育支援計画等を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておく。

(2) 医療機関との連携

疾病や障害を有し医療機関に通院している児童生徒が在籍している場合には、必要に応じて、保護者の同意のもとに主治医と服薬や症状について情報交換を行ったり、学校行事等への参加に関する意見聴取をしたりして、指導の参考とすることが大切である。

(3) 行政機関との連携

教育関係以外の関係する行政機関としては、市町の保健担当課、福祉担当課、県の健康福祉センター、児童相談所、発達障害者支援センター、国の公共職業安定所等がある。必要に応じ、本人・保護者の意向を踏まえ、効果的かつ効率的に連携が図られるよう、情報共有を図る関係機関やその方法を決定しておく必要がある。なお、障害者手帳の申請手続については、市町福祉担当課等が窓口となっている等、各関係機関の役割を十分理解しておく必要がある。

(4) 福祉施設等との連携

児童福祉法による障害児を対象とした関係機関等としては、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）がある。これらを利用するには、保護者による市町へのサービスの支給申請、サービス等利用計画の作成、支給決定後における保護者と利用施設との契約を経ることが必要である。

個別の教育支援計画※を作成するにあたり、本人・保護者の意向を踏まえ、支援に関する情報の共有を図ったり、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましい。

なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年４月厚生労働省）も参考にするとよい。

※個別の教育支援計画　→「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成30(2018)年８月27日）「３　個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携」参照

(5) 地域の関係者等との連携

学習活動を進めていく上で、買い物や交通機関の利用など児童生徒の社会性を広げていくためには、地域の人々の理解や協力に負うところが大きい。今後地域社会の一員として生活していくことを踏まえ、地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、地域の関係者等との連携を深め、校外学習や地域人材の活用を通した児童生徒の学習の充実と活性化を図ることが大切である。

第２章　指導計画例

第１節　教育課程例

１　知的障害特別支援学級〈小学校〉

○○立○○小学校　特別支援学級の教育課程

学校長名　　○○○○　印

１　学級の種別と教室名、設置年月日

知的障害特別支援学級（○○○○学級）　　平成○○年４月１日設置

２　教育計画の概要

（１）校長の特別支援教育の充実に向けた方針

ア　全教職員が特別支援教育の目的や意義、障害のある児童などの指導における配慮等の必要性を共通理解できるよう、研修をとおして専門性の向上に努める。
イ　通常の学級に在籍する児童が障害のある児童とその教育に対する正しい理解と認識が深められるよう、校内の協力体制を整備し交流及び共同学習の充実に努める。
ウ　就学前から進学先までの一貫した支援が進められるよう、個別の教育支援計画の活用を図る。

（２）学級目標

心身ともに健康で、よく学び、心豊かでたくましい子どもを育てる。
ア　勉強する子
イ　思いやりのある子
ウ　がんばる子

（３）本年度の努力点

ア　勉強する子
・日常生活に必要な基礎学力の育成
イ　思いやりのある子
・望ましい人間関係の形成
ウ　がんばる子
・健康で安全な生活習慣の育成

３　教育課程の概要

（１）教育課程編成の方針

ア　小学校学習指導要領を基本とし、特別支援学校学習指導要領を参考にし、知的障害を有する児童一人一人の実態を十分に把握した上で、適切な教育課程を編成する。
イ　知的障害を有する児童の学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣が養われるよう、自立活動を取り入れる。
ウ　児童の能力・特性等に応じ、一部の教科等で通常の学級との交流及び共同学習を実施する。

（２）教育課程表　　様式第１－２号及び第１－３号のとおり

（３）週時程表　　＊下記は学級としての時間割を記載する。

	月	火	水	木	金
1	国語 （○○）	自立活動 （○○）	道徳 （○○）	算数 （○○）	算数 （○○）
2	算数 （○○）	社会 （○○）	算数 （○○）	外国語 外国語活動 （○○）	理科 （○○）
3	家庭 （○○）	算数 （○○）	国語 （○○）	生活単元学習 （○○）	生活単元学習 （○○）
4	家庭 （○○）	国語 （○○）	理科 （○○）	生活単元学習 （○○）	国語 （○○）
5	社会 （○○）	音楽 （△△）	社会 （○○）	国語 （○○）	総合的な学習の時間 （○○）
6	理科 （○○）	学級活動 （○○）		図画工作 （△△）	総合的な学習の時間 （○○）

（４）交流及び共同学習の状況　　様式第１－４号のとおり

４　担当教員及び対象児童生徒

（１）担当教員

氏名	性別	年齢	職名	教職経験年数	経験年数		所有免許状の種類	特別支援学級担当時数	その他の時数
					特別支援学級	通級指導教室			
○○　○○	男	○○	教諭	6.1	6.1	0	小１、中(国)１ 特支１	27	0

（２）児童生徒一覧

児童生徒番号		学年	性別	障害区分	診断名 検査結果	指導の重点	交流及び共同学習週時間数
在籍	1	4	男	知的障害	・田中ビネーⅤ IQ○〈H29〉	基本的生活習慣 コミュニケーション	3
	2	5	女	知的障害	・田中ビネーⅤ IQ○〈H29〉	基礎学力 人間関係の形成	5
	3	5	男	知的障害	・知的障害 ・田中ビネーⅤ IQ○〈H29〉	基礎学力 環境の把握	3

様式第１－２号

○○ 小学校　　知的障害　特別支援学級

年間授業時数一覧

児童番号		1	2	3	4	5	6	7	8
学年		4年	5年	5年					
各教科	国　語	245	175	175					
		210	175	140					
	社　会	90	100	100					
		65	100	65					
	算　数	175	175	175					
		175	175	175					
	理　科	105	105	105					
		70	105	70					
	生　活								
	音　楽	60	50	50					
		60	50	50					
	図画工作	60	50	50					
		50	50	50					
	家　庭		60	60					
			60	60					
	体　育	105	90	90					
		105	90	90					
	外国語		70	70					
			35	35					
特別の教科　道徳		35	35	35					
		35	35	35					
外国語活動		35							
		35							
総合的な学習の時間		70	70	70					
		70	70	70					
学級活動		35	35	35					
		35	35	35					
自立活動		0	35	35					
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	0	0	0					
	生活単元学習	105	0	105					
標準授業時数の総数		1015	1015	1015					
総授業時数		1015	1015	1015					

上段：標準授業時数
下段：特別支援学級における授業時数

知的障害特別支援学級の自立活動では、22条の３に該当する児童等、各教科等を合わせた指導として扱う児童もいる。

「１」の児童のように自立活動の時間を設けない場合は、各教科等を合わせた指導の中で、自立活動としての評価を適切に行うとともに、各教科等における指導との関連性についても十分留意する必要がある。

「１」の児童の様式第１－３号の記載については、中学校の例（P36）の自立活動や各教科等を合わせた指導の欄の記載を参考にするとよい。

※各教科等を合わせた指導
　特別支援学校（知的障害）の各教科、特別の教科道徳、特別活動、外国語活動、自立活動のうち、目標及び内容の一部又は全部を合わせて指導する場合の授業時数を記入する。（単元ごとに取り扱う教科等名は様式第１－３号参照）

知的障害特別支援学級　５学年　児童番号２番　教育課程表

月		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語	音読発表会をしよう 今日の出来事を話そう	順序に気を付け読もう 観察記録を書こう	遠足の作文を書こう	好きな本を紹介しよう	自分の好きなこと・得意なことを話そう	音読劇をしよう お話を作ろう	おもちゃの説明書を作ろう	かるたを作ろう	自分が経験したことを話そう	内容を想像しながら読もう	文章で自分の気持ちを伝えよう
		住所と氏名（硬筆）	縦画と横画(毛筆)	はねとはらい(毛筆)	暑中お見舞い（硬筆）	文字の組立(毛筆)	文字の組立(毛筆)	招待状（硬筆）	年賀状（硬筆）	書き初め（毛筆）	ひらがな(毛筆)	感謝の手紙(硬筆)
	社会	自宅から学校までの様子を調べよう	学校の周りの様子を調べよう	住んでいる市にある公共施設を調べよう	住んでいる市にある公共施設を調べよう	住んでいる市の土地利用の様子を調べよう	スーパーマーケットの仕事を調べよう	スーパーマーケットの仕事を調べよう	住んでいる市の交通の様子を調べよう	住んでいる市の古くから残る建造物を調べよう	いちご農家の仕事を調べよう	いちご農家の仕事を調べよう
	算数	たし算・ひき算	時間の計算	長さ	三角形・四角形・円	水のかさ	重さ	大きな数	かけ算	表とグラフ	箱の形	１年間の復習
	理科	校庭の植物観察	昆虫の観察	光の性質	校庭の植物観察	風力で動くおもちゃ	物と重さ	校庭の植物観察	磁石の性質	太陽の動き ひなたとひかげ	校庭の植物観察	天気の変化
	生活											
	音楽	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	図画工作	ぼくの好きなこと	紙粘土で作ろう	土や砂を使って	色水を作って遊ぼう	ぼくだけの帽子	動物と一緒に	並べて並べて	カードを作ろう	紙版画	カッターナイフを使って	ぼくの顔
	家庭	私の生活時間	朝食を考えよう	夏を涼しく		布を使った作品づくり	バランスのよい食事			冬を暖かく	感謝の気持ち	
	体育	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	外国語	いろいろな挨拶を知ろう	気持ちを表そう	数を数える・尋ねる	好きな色、好きな物	好きな食べ物	自己紹介をしよう	アルファベットに親しもう	身の回りの外来語	曜日と時刻	クイズ大会をしよう	クイズ大会をしよう
特別の教科道徳		A節度、節制 B親切、思いやり Cよりよい学校生活、集団生活の充実	B礼儀 A個性の伸長 C公正、公平、社会正義	A善悪の判断、自律、自由と責任 D自然愛護 C国際理解、国際親善 B感謝	D生命の尊さ A希望と勇気、努力と強い意志	D）自然愛護 A真理の探究 C家族愛、家庭生活の充実 B友情、信頼	C規則の尊重 A善悪の判断、自律、自由と責任 B相互理解、寛容 B礼儀	C伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 D生命の尊さ A正直、誠実、B感謝	D感動、畏敬の念 Cよりよい学校生活、集団生活の充実	D生命の尊さ B親切、思いやり A希望と勇気、努力と強い意志	A正直、誠実 D勤労、公共の精神 C規則の尊重 Dよりよく生きる喜び	C国際理解、国際親善 C公正、公平、社会正義
外国語活動												
総合的な学習の時間		杉並木博士になろう							お年寄りとつながる地域			
学級活動※	（1）議題	・学級の係を決めよう ・学級の目標を決めよう	・雨の日を楽しく過ごそう ・お楽しみ会の計画・実施	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学級の係を決めよう ・楽しい運動会にしよう	・中学生と交流しよう ・お楽しみ会の計画・実施	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学級の係を決めよう ・感謝の気持ちを表そう	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決
	（2）題材	・挨拶をしよう ・楽しい給食	・歯を大切に ・自分のよいところ	・もうすぐ夏休み		・友達のよいところ ・身の回りの危険	・楽しい読書 ・整理整頓しよう	・もうすぐ冬休み		・風邪の予防 ・正しい言葉遣い	・好き嫌いせずに食べよう	
	（3）題材	・5年生になって	・掃除のしかた			・2学期の目当てを決めよう	・楽しい読書			・もうすぐ6年生		
自立活動		障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な項目	心理的な安定 環境の把握 コミュニケーション									
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導											
	生活単元学習											

・各教科は小学校2～3年生程度の内容を中心としている。

・外国語は、外国語活動の内容を参考としている。

下学年対応の例

※学級活動：（1）学級や学校における生活づくりへの参画、（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

※各教科等を合わせた指導：（　）内には特別支援学校（知的障害）の教科名を記入する

知的障害特別支援学級　５学年　児童番号３番　教育課程表

月		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語	経験したことを話そう	主人公の気持ちを想像しよう	写真を見て思い出そう	ぼく・わたしの好きな本	絵を見て話そう	劇をしよう	友達の名前	かるたを作ろう	楽しかったことを話そう	ぼく・わたしの好きな本	感謝の気持ちを表そう
		住所と氏名（硬筆）	縦画と横画（毛筆）	はねとはらい（毛筆）	暑中お見舞い（硬筆）	文字の組立（毛筆）	文字の組立（毛筆）	招待状（硬筆）	年賀状（硬筆）	書き初め（毛筆）	ひらがな（毛筆）	感謝の手紙（硬筆）
	社会	学校の先生	学校の周りの様子	学校の周りの様子	公立図書館の利用	近所の公園に行こう	いろいろなお店	いろいろなお店	バスや電車の利用	地域の山や川	地域の地図を作ろう	地域の地図を作ろう
	算数	10までの数 時刻	10までの数の合成・分解	10までの数の合成・分解 同じ形あつめ	10までの数の合成・分解 長さ	くり上がりのないたし算	くり上がりのないたし算 重さ	くり下がりのないひき算	くり下がりのないひき算	たすのかな ひくのかな ものの位置	たすのかな ひくのかな	10より大きい数 簡単なグラフ
	理科	校庭の木を調べよう	生き物を育てよう	生き物を育てよう	校庭の木を調べよう	風の力で動くおもちゃ	はかりを使ってみよう	校庭の木を調べよう	ゴムの力で動くおもちゃ	太陽の動き	校庭の木を調べよう	毎日の天気を調べよう
	生活											
	音楽	歌で友達の輪を広げよう	拍のまとまりを感じよう	音の高さの違いを感じよう リコーダーと仲良くなろう		拍子を感じてリズムを打とう	様子を思い浮かべよう	いろいろな音を楽しもう		日本の歌を楽しもう	音をあわせて楽しもう	
	図画工作	ぼくの好きなこと	紙粘土で作ろう	土や砂を使って	色水を作って遊ぼう	ぼくだけの帽子	動物と一緒に	並べて並べて	カードを作ろう	紙版画	カッターナイフを使って	ぼくの顔
	家庭	私の生活時間	朝食を考えよう	夏を涼しく		布を使った作品づくり	バランスのよい食事			冬を暖かく	感謝の気持ち	
	体育	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	外国語	いろいろな挨拶	自分の気持ち	数を数える	好きな色	好きな食べ物	自己紹介	アルファベット	身の回りの外来語	英語の歌	クイズ大会をしよう	クイズ大会をしよう
特別の教科道徳		A節度、節制 B親切、思いやり Cよりよい学校生活、集団生活の充実	B礼儀 A個性の伸長 C公正、公平、社会正義	A善悪の判断、自律、自由と責任 D自然愛護 C国際理解、国際親善 B友情、信頼	D生命の尊さ A希望と勇気、努力と強い意志	D自然愛護 A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実 B友情、信頼	C規則の尊重 A善悪の判断、自律、自由と責任 B親切、思いやり B礼儀	C伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 D生命の尊さ A正直、誠実、B感謝	D(3)感動、畏敬の念 C(5)よりよい学校生活、集団生活の充実	D生命の尊さ B親切、思いやり A希望と勇気、努力と強い意志	A正直、誠実 C勤労、公共の精神 C規則の尊重 D感動、畏敬の念	A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実
外国語活動												
総合的な学習の時間		杉並木博士になろう							お年寄りとつながる地域			
学級活動※	(1)議題	・学級の係を決めよう ・学級の目標を決めよう	・雨の日を楽しく過ごそう ・お楽しみ会の計画・実施	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学級の係を決めよう ・楽しい運動会にしよう	・中学生と交流しよう ・お楽しみ会の計画・実施	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学級の係を決めよう ・6年生に感謝の気持ちを表そう	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決
	(2)題材	・挨拶をしよう ・楽しい給食	・歯を大切に ・自分のよいところ	・もうすぐ夏休み		・友達のよいところ ・身の回りの危険	・楽しい読書 ・整理整頓しよう	・もうすぐ冬休み		・風邪の予防 ・正しい言葉遣い	・好き嫌いせずに食べよう	
	(3)題材	・5年生になって	・掃除のしかた			・2学期の目当てを決めよう	・楽しい読書			・もうすぐ6年生		
自立活動		障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な項目	心理的な安定 身体の動き コミュニケーション									
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導											
	生活単元学習	・自分の好きな野菜　（生活・国語・算数）				・校外学習に行こう　（生活・国語・算数・図工・自立活動）				・お世話になった人に感謝しよう（生活・国語・算数・音楽）		
		・夏が来た　（生活・国語・算数・図工）				・ポップコーン祭りをしよう（生活・国語・算数・図工）						

・各教科等を合わせた指導の（　　）内下線部の教科は、上記小学校の各教科で、目標及び内容の一部又は全部を特別支援学校（知的障害）小学部の各教科のものに替えた上で、特に必要がある場合として各教科等を合わせた指導を行っているものである。

・各教科は小学部２段階及び３段階の内容を参考としている。

※学級活動：（1）学級や学校における生活づくりへの参画、（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

※各教科等を合わせた指導：（　）内には特別支援学校（知的障害）の教科名等を記入する

特別支援学校（知的障害）の各教科を参考にした例

様式第１－４号

（4）交流及び共同学習の状況　　〇〇〇立〇〇小学校　知的障害特別支援学級

児童番号	日常の交流				特別活動			各教科							特別の教科道徳	総合的な学習の時間	その他	時数の合計
	給食	清掃	朝の会帰りの会	昼休み	学級活動	児童会（委員会活動）	学校行事	音楽	図画工作	家庭	体育							
1		〇		〇		〇	〇				3							3
2		〇		〇		〇	〇	2			3							5
3		〇		〇		〇	〇	2			3							5
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

＊児童全員について記入し、児童番号は、様式第1号　特別支援学級教育課程「4の⑵児童生徒一覧」と一致させること。

＊交流及び共同学習の状況については、各教科等において、時数が記入できる場合は,週当たりの時数を記入し、それ以外は〇印を付けること。

＊各教科及びその他については、教科名等を具体的記入すること。

２　自閉症・情緒障害特別支援学級〈小学校〉

○○立○○小学校　特別支援学級の教育課程

学校長名　　○○○○　印

１　学級の種別と教室名、設置年月日

自閉症・情緒障害特別支援学級（○○○○学級）　　平成○○年４月１日設置

２　教育計画の概要

（１）校長の特別支援教育の充実に向けた方針

ア　全教職員が特別支援教育の目的や意義、障害のある児童などの指導における配慮等の必要性を共通理解できるよう、研修をとおして専門性の向上に努める。
イ　通常の学級に在籍する児童が障害のある児童とその教育に対する正しい理解と認識が深められるよう、校内の協力体制を整備し交流及び共同学習の充実に努める。
ウ　就学前から進学先までの一貫した支援が進められるよう、個別の教育支援計画の活用を図る。

（２）学級目標

心身ともに健康でよく考えて判断する力と実践力をもった心豊かでたくましい子どもを育てる。
・やさしい子
・元気な子
・勉強する子

（３）本年度の努力点

ア　個々の実態に応じた自立活動の充実を図る
イ　運動に親しむ態度を養い、基礎体力の向上を図る。
ウ　個々の学習面での特性を生かし、基礎学力の向上を図る。

３　教育課程の概要

（１）教育課程編成の方針

ア　小学校学習指導要領を基本とし、特別支援学校学習指導要領第７章自立活動等の内容を参考に、児童一人一人の実態を背景も含め十分に把握した上で、適切な教育課程を編成する。
イ　児童の学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣が養われるよう、自立活動を取り入れる。
ウ　児童の能力・特性等に応じ、教科等で通常の学級との交流及び共同学習を実施する。

（２）教育課程表　　様式第１－２号及び第１－３号のとおり

（３）週時程表　　＊下記は学級としての時間割を記載する。

	月	火	水	木	金
1	国語 （○○）	自立活動 （○○）	道徳 （○○）	算数 （○○）	算数 （○○）
2	算数 （○○）	算数 （○○）	算数 （○○）	自立活動 （○○）	国語 （○○）
3	家庭 （○○）	図画工作 （○○）	国語 （○○）	国語 （○○）	社会 （○○）
4	家庭 （○○）	図画工作 （○○）	理科 （○○）	理科 （○○）	国語 （○○）
5	社会 （○○）		社会 （○○）	国語 （○○）	理科 （○○）
6	学級活動 （○○）	国語 （○○）			総合的な学習の時間 （○○）

（４）交流及び共同学習の状況　　様式第１－４号のとおり

４　担当教員及び対象児童生徒

（１）担当教員

氏名	性別	年齢	職名	教職経験年数	経験年数		所有免許状の種類	特別支援学級担当時数	その他の時数
					特別支援学級	通級指導教室			
○○　○○	女	○○	教諭	18.1	10.1	0	小１、中(社)１ 特支１	27	0

（２）児童生徒一覧

児童生徒番号		学年	性別	障害区分	診断名 検査結果	指導の重点	交流及び共同学習週時間数
在籍	1	1	男	自閉症	・自閉スペクトラム症 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H30〉	人間関係の形成	7
	2	2	男	自閉症	・自閉スペクトラム症 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H30〉	人間関係の形成 コミュニケーション	8
	3	4	女	自閉症	・アスペルガー症候群 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H29〉	心理的な安定	8
	4	5	男	自閉症	・広汎性発達障害 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H29〉	コミュニケーション	10

様式第１－２号

〇〇 小学校　　自閉症･情緒障害　特別支援学級

年間授業時数一覧

児童番号		1	2	3	4	5	6		
学年		1年	2年	4年	5年				
各教科	国 語	306	315	245	175				
		272	280	245	157				
	社 会			90	100				
				90	100				
	算 数	136	175	175	175				
		136	175	175	158				
	理 科			105	105				
				105	105				
	生 活	102	105						
		102	105						
	音 楽	68	70	60	50				
		68	70	60	50				
	図画工作	68	70	60	50				
		68	70	60	50				
	家 庭				60				
					60				
	体 育	102	105	105	90				
		102	105	105	90				
	外国語				70				
					70				
特別の教科 道徳		34	35	35	35				
		34	35	35	35				
外国語活動				35					
				35					
総合的な学習の時間				70	70				
				35	70				
学級活動		34	35	35	35				
		34	35	35	35				
自立活動		34	35	35	35				
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	0	0	0	0				
	生活単元学習	0	0	0	0				
標準授業時数の総数		850	910	1015	1015				
総授業時数		850	910	1015	1015				

上段：標準授業時数
下段：特別支援学級における授業時数

自閉症･情緒障害特別支援学級　　2学年　　児童番号2番　　教育課程表

当該学年の例

月		4月	5月	6月	7月	8･9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語	音読発表会をしよう 今日の出来事を話そう	順序に気を付け読もう 観察記録を書こう	お話を読んで感想を書こう	好きな本を紹介しよう	自分の好きなこと･得意なことを話そう	音読劇をしよう お話を作ろう	おもちゃの説明書を作ろう	自分が考えたことを話そう	自分が経験したことと結び付けて話そう	お話を想像しながら読もう	出来事や気持ちが伝わるように書こう
		鉛筆の持ち方	書き順	「はらい」「おれ」	原稿用紙の使い方	「そり」「てん」	画の長さ	字の形	字の中心	書き初め	手紙の書き方	2年生のまとめ
	社会											
	算数	表とグラフ 時刻と時間	たし算 ひき算	長さ 100より大きい数	たし算 ひき算	水の量 三角形と四角形	かけ算	かけ算	かけ算 長さ	箱の形 1000より大きい数	九九の表 図を使って考えよう	分数 2年生のまとめ
	理科											
	生活	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	音楽	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	図画工作	想像を絵に表す 光を使った造形遊び	粘土を使って 材料からひらめき	新聞を使った造形遊び 生活を絵に表す	紙を使った工作 紙で作る飾り	絵の具を使う造形遊び 窓からこんにちは	絵合わせゲーム 粘土を使って	お話の絵 作品発表会	紙版画 たこ作り	すごろく作り 紙を使う造形遊び	動くおもちゃ 住んでみたい家	どんどん切ろう 段ボールを使って
	家庭											
	体育	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	外国語											
特別の教科道徳		A節度、節制 B親切、思いやり Cよりよい学校生活、集団生活の充実	B礼儀 A個性の伸長 C公止、公平、社会止義 D自然愛護 C国際理解 B友情、信頼	A善悪の判断、自律、自由と責任 D自然愛護 C国際理解 B友情、信頼	D生命の尊さ A希望と勇気、努力と強い意志	D自然愛護 A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実 B友情、信頼	C規則の尊重 A善悪の判断、自律、自由と責任 B親切、思いやり B礼儀	C伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度 D生命の尊さ A正直、誠実，B感謝	D感動、畏敬の念 Cよりよい学校生活、集団生活の充実	D生命の尊さ B親切、思いやり A希望と勇気、努力と強い意志	A正直、誠実 D勤労、公共の精神 C規則の尊重 D感動、畏敬の念	A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実
外国語活動												
総合的な学習の時間												
学級活動※	(1)議題	･学級の係を決めよう ･学級の目標を決めよう	･雨の日を楽しく過ごそう ･お楽しみ会の計画･実施	･代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	･学級の生活上の諸問題の解決	･学級の係を決めよう ･楽しい運動会にしよう	･中学生と交流しよう ･お楽しみ会の計画･実施	･代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	･学級の生活上の諸問題の解決	･学級の係を決めよう ･6年生に感謝の気持ちを表そう	･代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	･学級の生活上の諸問題の解決
	(2)題材	･挨拶をしよう ･楽しい給食	･歯を大切に ･自分のよいところ	･もうすぐ夏休み		･友達のよいところ ･身の回りの危険	･楽しい読書 ･整理整頓しよう	･もうすぐ冬休み		･風邪の予防 ･正しい言葉遣い	･好き嫌いせずに食べよう	
	(3)題材	･2年生になって	･掃除のしかた			･2学期の目当てを決めよう	･楽しい読書			･もうすぐ3年生		
自立活動		障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な項目	健康の保持 人間関係の形成 コミュニケーション									
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導											
	生活単元学習											

※学級活動：(1)学級や学校における生活づくりへの参画、(2)日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、(3)一人一人のキャリア形成と自己実現

（4）交流及び共同学習の状況　　〇〇〇立〇〇小学校　自閉症・情緒障害特別支援学級

児童番号	日常の交流				特別活動			各教科							特別の教科道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	その他	時数の合計
	給食	清掃	朝の会帰りの会	昼休み	学級活動	児童会（委員会活動）	学校行事	理科	生活	音楽	図画工作	体育	外国語						
1		〇		〇		〇	〇		3	2	2								7
2		〇		〇		〇	〇		3	2		3							8
3		〇		〇		〇	〇			2	2	3				1			8
4	〇	〇		〇		〇	〇	3		2		3	2						10
5																			
6																			
7																			
8																			

＊児童全員について記入し、児童番号は、様式第１号　特別支援学級教育課程「４の⑵児童生徒一覧」と一致させること。

＊交流及び共同学習の状況については、各教科等において、時数が記入できる場合は,週当たりの時数を記入し、それ以外は〇印を付けること。

＊各教科及びその他については、教科名等を具体的記入すること。

３　知的障害特別支援学級〈中学校〉

○○立○○中学校　特別支援学級の教育課程

学校長名　　○○○○　印

１　学級の種別と教室名、設置年月日

知的障害特別支援学級（○○○○学級）　　平成○○年４月１日設置

２　教育計画の概要

（１）校長の特別支援教育の充実に向けた方針

ア　校内委員会を設置して生徒の実態把握を行い、障害のある生徒を学校全体で支援する体制を整備する。

イ　特別支援教育に関する校内研修の実施及び校外での研修への参加をとおして、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。

ウ　学校だよりやＰＴＡ総会等の挨拶を活用し、保護者等に対して特別支援教育についての理解促進を図る。

（２）学級目標

ア　夢や希望に向かって一生懸命学ぶ生徒

イ　思いやりの心を持って皆に優しく接することができる生徒

ウ　健康第一に明るく元気に生活できる生徒

エ　学校や地域を大切にし郷土を愛する生徒

（３）本年度の努力点

ア　生徒一人一人の得意な部分の伸長を図るとともに、意欲的に学習に取り組む態度を育てる。

イ　自分及び友達を大切にする心情を育てる。

ウ　時と場に応じた挨拶の定着及び体力の向上を図る。

エ　身の回りの整頓に心がけ、物を大切に扱う態度を育てる。

３　教育課程の概要

（１）教育課程編成の方針

ア　中学校学習指導要領を踏まえ、特別支援学校学習指導要領を参考に、知的障害を有する生徒一人一人の実態及び本人・保護者の願いを把握した上で適切な教育課程を編成する。

イ　知的障害を有する生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善･克服し自立を図るために必要な知識､技能、態度及び習慣が養えるよう自立活動を取り入れる。

ウ　生徒の特性等に応じ、一部の教科等で通常の学級と交流及び共同学習を取り入れる。

（２）教育課程表　　様式第１－２号及び第１－３号のとおり

（３）週時程表　　＊　下記は学級としての時間割を記載する。

	月	火	水	木	金
1	数学 （○○）	国語 （○○）	国語 （○○）	道徳 （○○）	英語 （△△）
2	理科 （○○）	英語 （△△）	理科 （○○）		社会 （○○）
3	生活単元学習 （○○）	社会 （○○）	数学 （○○）	社会 （○○）	理科 （○○）
4	生活単元学習 （○○）	技術・家庭 （◇◇）	技術・家庭 （□□）	理科 （○○）	国語 （○○）
5	国語 （○○）	数学 （○○）	学級活動 （○○）	作業学習 （○○）	総合的な学習の時間 （○○）
6	英語 （△△）	自立活動 （○○）		作業学習 （○○）	総合的な学習の時間 （○○）

（４）交流及び共同学習の状況　　様式第１－４号のとおり

４　担当教員及び対象児童生徒

（１）担当教員

氏名	性別	年齢	職名	教職経験年数	経験年数		所有免許状の種類	特別支援学級担当時数	その他の時数
					特別支援学級	通級指導教室			
○○　○○	女	○○	教諭	20.1	9.1	0	小２、中(国)１ 高(国)１、 特支２	23	0

（２）児童生徒一覧

児童生徒番号		学年	性別	障害区分	診断名 検査結果	指導の重点	交流及び共同学習週時間数
在籍	1	2	女	知的障害	・田中ビネーⅤ IQ○〈H30〉	基本的生活習慣 コミュニケーション	5
	2	2	男	知的障害	・自閉スペクトラム症 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H29〉	心理的な安定 コミュニケーション	5
	3	3	男	知的障害	・知的障害 ・田中ビネーⅤ IQ○〈H29〉	基礎学力 コミュニケーション	5

様式第１－２号

〇〇 中学校　　知的障害特別支援学級

年間授業時数一覧

生徒番号		1	2	3	4	5	6	7	8
学年		2年	2年	3年					
各教科	国 語	140	140	105					
		140	105	140					
	社 会	105	105	140					
		105	70	70					
	数 学	105	105	140					
		105	105	105					
	理 科	140	140	140					
		140	105	105					
	音 楽	35	35	35					
		35	35	35					
	美 術	35	35	35					
		35	35	35					
	保健体育	105	105	105					
		105	105	105					
	技術・家庭	70	70	35					
		70	35	35					
	外国語	140	140	140					
		105	105	105					
特別の教科 道徳		35	35	35					
		35	35	35					
総合的な学習の時間		70	70	70					
		70	70	70					
学級活動		35	35	35					
		35	35	35					
自立活動		35	35	0					
各教科等を合わせた指導	生活単元学習	0	70	70					
	作業学習	0	70	70					
標準授業時数の総数		1015	1015	1015					
総授業時数		1015	1015	1015					

上段：標準授業時数
下段：特別支援学級における授業時数

知的障害特別支援学級の自立活動では、22条の３に該当する生徒等、各教科等を合わせた指導として扱う場合も考えられる。

「３」の生徒のように自立活動の時間を設けない場合は、各教科等を合わせた指導の中で、自立活動としての評価を適切に行うとともに、各教科等における指導との関連性についても十分留意する必要がある。

（　知的障害　）特別支援学級　　2学年　　生徒番号1番　教育課程表

月		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語	登場人物の気持ちに注目して読もう	必要なことを記録したり質問したりしながら聞こう	自己紹介しよう 職場体験の礼状を書こう	読書を通して必要な知識や情報を得よう	先生にインタビューしよう	調べたことをまとめて報告しよう	詩や俳句を読んだり作ったりしよう	文章の大切な部分を見付けて要約しよう	想像したことを文章で表そう	説明書を読んで分かったことを説明しよう	お世話になった人に手紙を書こう
		住所と名前	字形に気を付けて	礼状	暑中見舞い	へんとつくり	縦書きの文章	横書きの文章	年賀状			
	社会	○○市の公共施設	上下水道のしくみ	ごみ処理のしくみ	自然災害から人々を守る活動	栃木県の土地利用	栃木県の工業・農業	栃木県の伝統工芸 郷土の発展に尽くした人々	栃木県の観光地	都道府県調べ	都道府県調べ	1年間のまとめ
	数学	大きな数	概数	加法・減法	乗法・除法	小数 分数	平行四辺形 ひし形、台形	面積	立方体、直方体	角の大きさ	伴って変わる2つの数量	折れ線グラフ
	理科	植物の成長	人の体の主なつくりや働き	天気の変化	雨水の行方	月や星の特徴	植物の成長	空気の性質	水の性質	物による温まり方の違い	電流の働き	1年間のまとめ
	音楽	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	美術	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	保健体育	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	技術・家庭	植物の栽培 衣服とその着方（洗濯、アイロンがけ）				道具や材料の扱い方 栄養素の種類とその働き、中学生に必要な栄養の特徴				コンピュータを用いた基本的な情報処理、情報モラル 住まいの清掃、ゴミの分別		
	外国語	挨拶 曜日名、季節名	Ｉlike～ 教科名	Ｉwant～ 食品名	Ｉcan～ 動詞	道案内 方向名、方角名	将来の夢 職業名	自己紹介	yes-no疑問文	現在進行形	インタビューしよう	1年間のまとめ
特別の教科道徳		A節度、節制 B思いやり，感謝 Cよりよい学校生活、集団生活の充実	B礼儀 A向上心、個性の尊重 C公正、公平、社会正義	A自主、自律、自由と責任 D自然愛護 C国際理解、国際親善 B友情、信頼	D生命の尊さ A希望と勇気、克己と強い意志	D自然愛護 B相互理解・寛容 C家族愛、家庭生活の充実 B友情、信頼	C社会参画、公共の精神 A真理の探究，創造 C郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 B礼儀	B思いやり、感謝 Dよりよく生きる喜び A自主、自律、自由と責任 B思いやり、感謝	D感動、畏敬の念 Cよりよい学校生活、集団生活の充実 A希望と勇気、克己と強い意志	D生命の尊さ B思いやり，感謝 C我が国の伝統文化の尊重、国を愛する態度	A自主、自律、自由と責任 D勤労 C遵法精神、公徳心 D感動、畏敬の念	A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実
総合的な学習の時間		働くことって何だろう							健康について考えよう			
学級活動※	（1）議題	・学級の組織 ・生徒総会に向けて	・運動会に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学校祭に向けて ・係活動の見直し	・宿泊学習に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・3年生を送る会に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決
	（2）題材	・2年生になって ・歯を大切に	・ボランティア活動の意義			・緊急時の対応 ・男女の発達	・目を大切に ・望ましい食習慣			・風邪の予防 ・男女の協力	・薬物乱用防止	
	（3）題材	・働くことと学ぶこと ・計画的な学習	・職業体験に向けて			・学ぶ制度と機会				・適正と進路		
自立活動		障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な項目	健康の保持 心理的な安定 身体の動き									
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導											
	生活単元学習											
	作業学習											

・各教科は、小学校4年生程度の内容を中心としている。

※学級活動：（1）学級や学校における生活づくりへの参画、（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

下学年対応の例

特別支援学校（知的障害）の各教科を参考にした例①

（　知的障害　）特別支援学級　　2学年　　生徒番号2番　教育課程表

月		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語	登場人物の気持ちに注目して読もう 住所と名前	簡単なメモを取りながら聞こう 不明点を質問しよう 字形に気を付けて	自己紹介をしよう 職業体験の報告書 職業体験の礼状 礼状	看板やポスター、広告が示す内容を考えよう 暑中見舞い	先生にインタビューしよう へんとつくり	事柄の順序に従って文章を書こう 縦書きの文章	詩や俳句を読んだり作ったりしよう 横書きの文章	新聞記事や雑誌などに親しもう 年賀状	書いた文書を互いに読み合って感想を伝えよう	説明書を読んで分かったことを説明しよう	お世話になった人に手紙を書こう
	社会	身近な公共施設	身近な公共施設	行政サービス	地域の安全を守る	農家の仕事	○○市の土地利用	昔の○○市の様子	現在○○市と昔の○○市の比較	外国の様子	外国の様子	１年間のまとめ
	数学	大きな数 簡単な両替	加法	減法	乗法九九	乗法九九	三角形	四角形	箱の形	長さ	重さ 水のかさ	表とグラフ
	理科	植物の成長	人の体の主なつくりや働き	天気の変化	雨水の行方	月や星の特徴	植物の成長	空気の性質	水の性質	磁石の性質	電気の通り道	１年間のまとめ
	音楽	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	美術	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	保健体育	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	技術家庭	植物の栽培 衣服とその着方（洗濯、アイロンがけ）				道具や材料の扱い方 栄養素の種類とその働き、中学生に必要な栄養の特徴				コンピュータを用いた基本的な情報処理、情報モラル 住まいの清掃、ゴミの分別		
	外国語	いろいろな挨拶 アルファベット	曜日や季節	数を数える 時刻	自分の好きなもの	将来の夢 職業名	将来の夢 職業名	自己紹介	気持ちを表す言葉	動作を表す言葉	yes-no疑問文	1年間のまとめ
特別の教科道徳		A節度、節制 B思いやり，感謝 Cよりよい学校生活、集団生活の充実	B礼儀 A向上心、個性の尊重 C公正、公平、社会正義	A自主、自律、自由と責任 D自然愛護 C国際理解、国際親善 B友情、信頼	D生命の尊さ A希望と勇気、克己と強い意志	D自然愛護 B相互理解・寛容 C家族愛、家庭生活の充実 B友情、信頼	C社会参画、公共の精神 A真理の探究，創造 C郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 B礼儀	B思いやり、感謝 Dよりよく生きる喜び A自主、自律、自由と責任 B思いやり、感謝	D感動、畏敬の念 Cよりよい学校生活、集団生活の充実 A希望と勇気、克己と強い意志	D生命の尊さ B思いやり，感謝 C我が国の伝統文化の尊重、国を愛する態度	A自主、自律、自由と責任 D勤労 C遵法精神、公徳心 D感動、畏敬の念	A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実
総合的な学習の時間		働くことって何だろう							健康について考えよう			
学級活動※	(1)議題	・学級の組織 ・生徒総会に向けて	・運動会に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学校祭に向けて ・係活動の見直し	・宿泊学習に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・3年生を送る会に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決
	(2)題材	・2年生になって ・歯を大切に	・ボランティア活動の意義			・緊急時の対応 ・男女の発達	・目を大切に ・望ましい食習慣			・風邪の予防 ・男女の協力	・薬物乱用防止	
	(3)題材	・働くことと学ぶこと ・計画的な学習	・職業体験に向けて			・学ぶ制度と機会				・適正と進路		
自立活動		障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な項目	健康の保持 心理的な安定 身体の動き									
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導											
	生活単元学習	・余暇の過ごし方 （国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・職業・家庭・外国語・自立活動）				・お世話になった方に感謝の気持ちを表そう （国語・社会・数学・美術・職業・家庭）				・小学生との交流会 （国語・音楽・保健体育・職業・家庭・外国語）		
	作業学習	・コースターの制作（国語・数学・職業・家庭）										

・各教科等を合わせた指導の（　　）内下線部の教科は、上記中学校の各教科で、目標及び内容の一部又は全部を特別支援学校（知的障害）中学部の各教科のものに替えた上で、特に必要がある場合として各教科等を合わせた指導を行っているものである。

・各教科は、中学部1段階及び2段階の内容を参考としている。

※学級活動：（1）学級や学校における生活づくりへの参画、（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

※各教科等を合わせた指導：（　）内には特別支援学校（知的障害）の教科名等を記入する

（　知的障害　）特別支援学級　　3学年　　生徒番号3番　教育課程表

月		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語	登場人物の行動に注目して読もう	話を聞いて感想を述べよう	自己紹介をしよう	看板や標識が示す内容を考えよう	先生にインタビューしよう	事柄の順序に従って文章を書こう	詩や俳句を読んだり作ったりしよう	好きな本を見つけよう	書いた文を互いに読み合って質問しよう	物語のあらすじを発表しよう	お世話になった人に手紙を書こう
		住所と名前	字形に気を付けて	礼状	暑中見舞い	へんとつくり	縦書きの文章	横書きの文章	年賀状			
	社会	身近な公共施設	身近な公共施設	行政サービス	警察署や消防署の仕事	農家の仕事	○○市の土地利用	昔の○○市の様子	現在○○市と昔の○○市の比較	身近な外国	身近な外国	1年間のまとめ
	数学	大きな数 簡単な両替	加法	減法	乗法九九	乗法九九	三角形	四角形	箱の形	長さ	重さ 水のかさ	表とグラフ
	理科	植物の成長	人の体の主なつくり	天気の変化	日向と日陰	太陽や月の動き	植物の成長	空気の性質	氷・水・水蒸気	磁石の働き	乾電池を使おう	1年間のまとめ
	音楽	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	美術	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	保健体育	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	技術家庭	植物の栽培 衣服とその着方（洗濯、アイロンがけ）				道具や材料の扱い方 栄養素の種類とその働き、中学生に必要な栄養の特徴				コンピュータを用いた基本的な情報処理、情報モラル 住まいの清掃、ゴミの分別		
	外国語	いろいろな挨拶 アルファベット	曜日や季節	数を数える 時刻	自分の好きなもの	将来の夢 職業名	将来の夢 職業名	自己紹介	気持ちを表す言葉	動作を表す言葉	yes-no疑問文	1年間のまとめ
特別の教科道徳		A節度、節制 B思いやり，感謝 Cよりよい学校生活、集団生活の充実	B礼儀 A向上心、個性の尊重 C公正、公平、社会正義	A自主、自律、自由と責任 D自然愛護 C国際理解、国際親善 B友情、信頼	D生命の尊さ A希望と勇気、克己と強い意志	D自然愛護 B相互理解・寛容 C家族愛、家庭生活の充実 B友情、信頼	C社会参画、公共の精神 A真理の探究，創造 C郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 B礼儀	B思いやり、感謝 Dよりよく生きる喜び A自主、自律、自由と責任 B思いやり、感謝	D感動、畏敬の念 Cよりよい学校生活、集団生活の充実 A希望と勇気、克己と強い意志	D生命の尊さ B思いやり，感謝 C我が国の伝統文化の尊重、国を愛する態度	A自主、自律、自由と責任 D勤労 C遵法精神、公徳心 D感動、畏敬の念	A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実
総合的な学習の時間		働くことって何だろう							健康について考えよう			
学級活動※	（1）議題	・学級の組織 ・生徒総会に向けて	・運動会に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学校祭に向けて ・係活動の見直し	・宿泊学習に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・卒業式に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決
	（2）題材	・3年生になって ・歯を大切に	・ボランティア活動の意義			・緊急時の対応 ・男女の発達	・目を大切に ・望ましい食習慣			・風邪の予防 ・男女の協力	・薬物乱用防止	
	（3）題材	・働くことと学ぶこと ・計画的な学習	・いろいろな職業			・学ぶ制度と機会				・5年後のわたし		
自立活動		障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な項目［心理的な安定 身体の動き コミュニケーション］										
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導											
	生活単元学習	・余暇の過ごし方 （国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・職業・家庭・外国語・自立活動）				・お世話になった方に感謝の気持ちを表そう （国語・社会・数学・理科・美術・職業・家庭・自立活動）				・小学生との交流会 （国語・音楽・保健体育・職業・家庭・外国語・自立活動）		
	作業学習	・コースターの制作（国語・数学・職業・家庭・自立活動）										

・各教科等を合わせた指導の（　　）内下線部の教科は、上記中学校の各教科で、目標及び内容の一部又は全部を特別支援学校（知的障害）中学部の各教科のものに替えた上で、特に必要がある場合として各教科等を合わせた指導を行っているものである。

・参考にしている各教科の内容は、小学部3段階が中心となっている。

※学級活動：（1）学級や学校における生活づくりへの参画、（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

※各教科等を合わせた指導：（　）内には特別支援学校（知的障害）の教科名等を記入する

様式第１－４号

（4）交流及び共同学習の状況　　〇〇〇立〇〇中学校　　知的障害特別支援学級

生徒番号	日常の交流				特別活動			各教科							特別の教科道徳	総合的な学習の時間	その他	時数の合計
	給食	清掃	朝の会帰りの会	昼休み	学級活動	生徒会（委員会活動）	学校行事	音楽	美術	保健体育	技術家庭							
1		〇		〇		〇	〇	1	1	3								5
2		〇		〇		〇	〇	1	1	3								5
3	〇	〇		〇		〇	〇	1	1	3								5
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		

＊生徒全員について記入し、生徒番号は、様式第１号　特別支援学級教育課程「４の⑵児童生徒一覧」と一致させること。

＊交流及び共同学習の状況については、各教科等において、時数が記入できる場合は,週当たりの時数を記入し、それ以外は〇印を付けること。

＊各教科及びその他については、教科名等を具体的記入すること。

4　自閉症・情緒障害特別支援学級〈中学校〉

○○立○○中学校　特別支援学級の教育課程

学校長名　　○○○○　印

1　学級の種別と教室名、設置年月日

自閉症・情緒障害特別支援学級（○○○○学級）　　平成○○年４月１日設置

2　教育計画の概要

（１）校長の特別支援教育の充実に向けた方針

ア　校内委員会を設置して生徒の実態把握を行い、障害のある生徒を学校全体で支援する体制を整備する。
イ　特別支援教育に関する校内研修の実施及び校外での研修への参加をとおして、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を図る。
ウ　学校だよりやＰＴＡ総会等の挨拶を活用し、保護者等に対して特別支援教育についての理解促進を図る。

（２）学級目標

ア　自ら学ぶ生徒
イ　思いやりのある生徒
ウ　健康で体力のある生徒
エ　たくましい生徒

（３）本年度の努力点

ア　自らの学習の特性に気付き、得意な部分を生かし、意欲的に学習に取り組む態度を育てる。
イ　自己理解を進め、自分及び友達を大切にする心情を育てる。
ウ　健康や安全に関する学習を通し、自ら体力の向上に取り組む態度を育てる。
エ　キャリア教育の充実に努め、適切な進路選択を含む将来の生き方を自ら考える態度を育てる。

3　教育課程の概要

（１）教育課程編成の方針

ア　中学校学習指導要領を踏まえ、特別支援学校学習指導要領第７章自立活動を参考に、生徒一人一人の実態及び本人・保護者の将来への希望を含めた願いを把握した上で、適切な教育課程を編成する。
イ　生徒の障害による学習上または生活上の困難を改善･克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣が養えるよう自立活動を積極的に取り入れる。
ウ　生徒の特性や進路希望等に応じ、教科等で通常の学級と交流及び共同学習を取り入れる。

（２）教育課程表　　様式第１－２号及び第１－３号のとおり

（３）週時程表　　＊下記は学級としての時間割を記載する。

	月	火	水	木	金
1	数学 （△△）	社会 （◇◇）	国語 （○○）	理科 （□□）	英語 （○○）
2	英語 （○○）		理科 （□□）	社会 （◇◇）	社会 （◇◇）
3	自立活動 （○○）	国語 （○○）	数学 （△△）	道徳 （○○）	理科 （□□）
4	社会 （◇◇）	英語 （○○）	英語 （○○）	数学 （△△）	国語 （○○）
5	国語 （○○）	自立活動 （○○）	学級活動 （○○）	英語 （○○）	数学 （△△）
6	理科 （□□）	美術 （▽▽）			総合的な学習の時間 （○○）

（４）交流及び共同学習の状況　　様式第１－４号のとおり

４　担当教員及び対象児童生徒

（１）担当教員

氏名	性別	年齢	職名	教職経験年数	経験年数		所有免許状の種類	特別支援学級担当時数	その他の時数
					特別支援学級	通級指導教室			
○○　○○	女	○○	教諭	24.1	12.1	0	中(英)１ 高(英)１ 特支２	自学級14 他学級４	4

（２）児童生徒一覧

児童生徒番号		学年	性別	障害区分	診断名 検査結果	指導の重点	交流及び共同学習週時間数
在籍	1	1	女	自閉症	・自閉スペクトラム症 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H29〉	環境の把握 コミュニケーション	12
	2	2	男	自閉症	・広汎性発達障害 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H28〉	人間関係の形成 コミュニケーション	6
	3	3	男	情緒障害	・選択性かん黙 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H27〉	心理的な安定 コミュニケーション	10
	4	3	男	自閉症	・広汎性発達障害 ・WISC-Ⅳ FSIQ○〈H27〉	心理的な安定 コミュニケーション	5

様式第１－２号

〇〇 中学校　　自閉症・情緒障害特別支援学級

年間授業時数一覧

生徒番号		1	2	3	4	5	6	7	8
学年		1年	2年	3年	3年				
各教科	国　語	140	140	105	105				
		130	140	105	105				
	社　会	105	105	140	140				
		105	105	140	140				
	数　学	140	105	140	140				
		130	105	140	140				
	理　科	105	140	140	140				
		105	140	140	140				
	音　楽	45	35	35	35				
		45	35	35	35				
	美　術	45	35	35	35				
		45	35	35	35				
	保健体育	105	105	105	105				
		105	105	105	105				
	技術・家庭	70	70	35	35				
		70	70	35	35				
	外国語	140	140	140	140				
		140	140	140	140				
特別の教科　道徳		35	35	35	35				
		35	35	35	35				
総合的な学習の時間		50	70	70	70				
		35	35	35	35				
学級活動		35	35	35	35				
		35	35	35	35				
自立活動		35	35	35	35				
各教科等を合わせた指導	生活単元学習	0	0	0	0				
	作業学習	0	0	0	0				
標準授業時数の総数		1015	1015	1015	1015				
総授業時数		1015	1015	1015	1015				

上段：標準授業時数
下段：特別支援学級における授業時数

（自閉症・情緒障害）特別支援学級　　１学年　　生徒番号１番　教育課程表

月		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	国語	言葉を楽しむ 漢字の筆使い	思いを捉える 漢字の字形 平仮名の筆使い	分かりやすく伝える 文字の大きさと配列	分かりやすく伝える 楷書と仮名のまとめ	考えをまとめる 行書の特徴	考えをまとめる 伝統文化に触れる 点画の方向や形の変化	伝統文化に触れる 作品を読み解く 点画の連続	作品を読み解く 行書の練習	表現を考える	表現を考える	表現を考える
	社会	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	数学	正の数、負の数	加法と除法 乗法と減法	文字の使用 式の計算 式の活用	数量の関係を表す式 方程式の解き方	方程式の解き方 方程式の活用	比例 反比例	平面図形の基礎 作図	図形の移動 円とおうぎ形	立体の見方と調べ方 立体の体積と表面積	資料の整理 資料の活用	１年間のまとめ
	理科	身近な生物の観察	植物の花のつくりと はたらき	植物の花のつくりと はたらき 植物の仲間分け	いろいろな物質	気体の発生と性質 物質の状態変化	水溶液 光の性質	光の性質 音の性質	力と圧力	火山	地震	大地の変動
	音楽	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	美術	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	保健体育	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	技術・家庭	交流及び共同学習（当該学年の指導計画による）										
	外国語	オリエンテーション アルファベット	be動詞 一般動詞	I like Do you like? Whatの疑問文	this、thatの疑問文 whereの疑問文	3人称単数の表現	who, when which, whoseの 疑問文	canを用いた文	現在進行形	一般動詞の過去形 （規則動詞） whyの疑問文	一般動詞の過去形 （不規則動詞）	１年間のまとめ
特別の教科道徳		A節度、節制 B思いやり，感謝 Cよりよい学校生活、集団生活の充実	B礼儀 A向上心、個性の尊重 C公正、公平、社会正義	A自主、自律、自由と責任 D自然愛護 C国際理解、国際親善 B友情、信頼	D生命の尊さ A希望と勇気、克己と強い意志	D自然愛護 B相互理解・寛容 C家族愛、家庭生活の充実 B友情、信頼	C社会参画、公共の精神 A真理の探究，創造 C郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度 B礼儀	B思いやり、感謝 Dよりよく生きる喜び A自主、自律、自由と責任 B思いやり、感謝	D感動、畏敬の念 Cよりよい学校生活、集団生活の充実 A希望と勇気、克己と強い意志	D生命の尊さ B思いやり，感謝 C我が国の伝統文化の尊重、国を愛する態度	A自主、自律、自由と責任 D勤労 C遵法精神、公徳心 D感動、畏敬の念	A節度、節制 C家族愛、家庭生活の充実
総合的な学習の時間		見つめて守ろう　かけがえのない地球環境										
学級活動※	（1）議題	・学級の組織 ・生徒総会に向けて	・運動会に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・学校祭に向けて ・係活動の見直し	・宿泊学習に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決	・3年生を送る会に向けて	・代表委員会に向けて 学級の意見をまとめよう	・学級の生活上の諸問題の解決
	（2）題材	・2年生になって ・歯を大切に	・ボランティア活動の意義			・緊急時の対応 ・男女の発達	・目を大切に ・望ましい食習慣			・風邪の予防 ・男女の協力	・薬物乱用防止	
	（3）題材	・働くことと学ぶこと ・計画的な学習	・職業体験に向けて			・学ぶ制度と機会				・適正と進路		
自立活動		障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善するために必要な項目	人間関係の形成 環境の把握 コミュニケーション									
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導											
	生活単元学習											
	作業学習											

※学級活動：（1）学級や学校における生活づくりへの参画、（2）日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全、（3）一人一人のキャリア形成と自己実現

当該学年の例

様式第１－４号

（4）交流及び共同学習の状況　　〇〇〇立〇〇中学校　　自閉症・情緒障害特別支援学級

生徒番号	日常の交流				特別活動			各教科							特別の教科道徳	総合的な学習の時間	その他	時数の合計
	給食	清掃	朝の会帰りの会	昼休み	学級活動	生徒会（委員会活動）	学校行事	社会	理科	音楽	美術	保健体育	技術家庭					
1	〇	〇		〇		〇	〇	3		2	2	3	2					12
2		〇		〇		〇	〇			1		3	2					6
3	〇	〇		〇		〇	〇		4	1	1	3	1					10
4		〇		〇		〇	〇			1		3	1					5
5																		
6																		
7																		
8																		

＊生徒全員について記入し、生徒番号は、様式第１号　特別支援学級教育課程「４の⑵児童生徒一覧」と一致させること。

＊交流及び共同学習の状況については、各教科等において、時数が記入できる場合は,週当たりの時数を記入し、それ以外は〇印を付けること。

＊各教科及びその他については、教科名等を具体的記入すること。

＜小学校　知的障害特別支援学級＞　　国語科学習指導案　展開例（下学年の目標・内容で実施）

１　単元名　　大事なことを落とさずに聞こう

２　本時の個別目標　　Ａ児：条件に合う猫を選ぶために、猫の体の特徴を単語で書くことができる。
Ｂ児：条件に合う猫を選ぶために、記録用紙の項目に応じた内容を書くことができる。
Ｃ児：条件に合う猫を選ぶために、必要な内容を自ら考えて書くことができる。

３　本時に関する児童の実態と評価規準

	児　童　の　実　態	評価規準
Ａ児 ４年	簡単な口頭指示を聞いて行動することができる。説明を聞いて記録する学習に初めて取り組む。平仮名の書き間違いがときどき見られる。	猫の各部と特徴を結び付けて書いている。
Ｂ児 ５年	口頭で何度か繰り返された説明ならば、ワークシートの空欄に必要事項を記入することができる。	聞き取った猫の特徴を書いている。
Ｃ児 ６年	集中していれば、指示を正しく聞き取って行動したり、必要事項を自分なりに記録したりすることができる。	猫の特徴について必要なことを落とさずに書いている。

４　展開

学習活動	指　導　上　の　配　慮　事　項			準備等
	Ａ児	Ｂ児	Ｃ児	
１　前時の学習活動を振り返り、本時のねらい及び学習の流れを確認する。	・クイズ形式により、前時に学習した記録の取り方を確認する。 ・本時における個別目標を確認する。 まよい猫を見つけるために、話をよく聞いてメモを取ろう。			・メモの取り方の見本 ・教科書の挿絵の拡大図 ・振り返りシート
２　話を聞いて、まよい猫を見つける。 ①話を聞きながら記録する。 ②条件に合う猫を見つける。 ③条件に合っている猫か確認する。	○視覚的に示すことで自分で気付けるよう、猫のイラストの各部位に吹き出しを付けたワークシートにする。 ○平仮名の５０音表を机上に用意し、必要に応じて確認できるようにする。	○メモする内容を漏らさないよう、体の各部位名（説明と関係ない部位を含む）が記入されたワークシートにする。 ○再び説明を依頼するときの文を一緒に考え、文例を掲示する。	○縦罫線のワークシートを用いて必要な事項についてメモが取れるよう書き方の見本を示す。 ○説明を始める前に集中して話を聞く準備ができているか確認し、できている場合には、賞賛する。	・ワークシート ・依頼する文の例示 ・猫のイラスト
	・聞き逃したときは、説明を再び聞くことが可能であることを確認し、安心して活動に取り組めるようにする。 ・全体で猫の特徴を確認しながら、条件に合う猫を見つける。			
３　本時のまとめと振り返りを行う。	・個別目標の達成状況を振り返る。			

指導案の形式は各学校、各市町教育委員会、各地区で示されているので、ここでは本時の展開を中心に紹介する。
特別支援学級では、児童生徒の学年や障害の状態等が大きく異なる場合が多いため、学級としての目標を設定することは難しい。そこで、最初に個別目標を設定する形式とした。

＜小学校　知的障害特別支援学級＞　　道徳科学習指導案　展開例（下学年の内容項目で実施）

1　主題名及び教材名　　あたたかい心で【Ｂ：親切、思いやり】　「こんなときどうするの？」（自作教材）

2　本時の個別のねらい　　Ａ児・Ｂ児：身近な人に対して、進んで親切にしようとする心情を育てる。
Ｃ児：相手の立場に立って親切にしようとする心情を育てる。

3　本時で扱う内容項目等に関する児童の実態

Ａ児 ３年	・穏やかな性格で、友達と仲良く活動することができる。 ・自分の持ち物を友達に貸すことは難しいが、友達の持ち物を拾って渡したり片付けを手伝ったりすることができる。
Ｂ児 ４年	・状況を判断して自ら親切にすることは難しいが、「～貸して」などと声をかけられれば、応じることができる。 ・自分の気持ちを口頭で伝えることは苦手だが、選択肢があれば適切なものを選ぶことができる。
Ｃ児 ５年	・友達が困っていると優しく手を貸すことはできるが、友達が自分でできることにも手を貸してしまうことがある。 ・友達がしてくれた親切に対して「ありがとう」と言うことができる。

4　展開

学習活動と主な発問	・教師の働きかけ　○予想される児童の反応　□評価 Ａ児	Ｂ児	Ｃ児	準備等
1　親切にしてもらった経験を思い出す。 今までにこんなことはありませんでしたか。 ①えんぴつを拾う場面 ②消しゴムを貸す場面 ③ブランコを譲る場面	・場面絵は１枚ずつ提示することで、集中して考えられるようにする。 ・実生活に近い場面絵を見せることで興味関心を高める。 ・それぞれの場面絵を見て、親切にしたこと・親切にしてもらったことの両方から自分の経験を思い出せるようにする。 ○Ｂさんの鉛筆を拾ってあげた。 ○工作の片付けを手伝ってあげたことがある。 ・自分の意見が発表できたときには褒めて自信につなげる。	○ブランコを貸してあげたことがある。 ・友達にブランコを貸してあげたときに、どんな気持ちだったか、選択肢から選んで答えるようにする。	○定規を貸してあげた。のりを貸してもらった。 ・友達に親切にしてもらったときの気持ちを聞く。	場面絵３枚
2　教師の演示を見て、道徳的価値の理解を深める。 これから、皆さんに見せたいことがあります。先生がしていることを見て「こんなときどうしたらよいか」を考えたり発表したりしましょう。	①先生が黒板に掲示物を貼っている。磁石を取ろうとしたら､手が滑って落ちてしまった。紙を押さえているので、拾うことができない。とても困っている。 ②先生が図書室へ本を返しに行こうとするが、たくさんあるので、１回では運ぶことができない。 ③先生が荷物を運んでいる。バランスを崩して足をぶつけてしまう。痛がっているし、荷物がバラバラになってしまった。			掲示物 磁石 図書室の本 段ボールの箱

	・続きの場面で自分ならどのようにしたらよいか考えを発表する。 ・①～③の場面を教師と児童で役割演技で再現し、状況を全体で確認する。 ・親切にされた教師の気持ちと親切にした児童の気持ちをそれぞれ確認する。			
	○磁石を拾ってあげる。 ○（ありがとうと言われて）拾ってよかった。 □人に親切にすることはよい行いであることに気付き、親切にしようとする意欲を持てているか。	○本を運ぶのを手伝う。 ○（ありがとうと言われて）うれしかった。 □人に親切にすることはよい行いであることに気付き、親切にしようとする意欲を持てているか。	○先生、大丈夫？痛くない？ ○荷物を持つのを手伝う。 ○（ありがとうと言われて）いい気分になった。 □親切にする側・される側の気持ちを知ることで、親切の大切さが分かり、進んで実践しようとする意欲を高めているか。	
3　今までの自分を振り返る。 今までに親切にしたことや、してもらってうれしかったことはどんなことですか。そのとき、どんな気持ちでしたか。	・今までの自分を振り返り、自分で親切にしたことのある場面を発表する。 ・言葉での表現が難しい児童は、場面絵を指さす方法を取り入れる。言葉で表現できる児童は、親切にしたときの気持ちを発表する。 ・友達の発表を聞くことで、互いの頑張りを確認し認め合えるようにする。			場面絵
	□今までの自分を振り返ることができたか。	□今までの自分を振り返ることができたか。	□今までの自分を振り返ることができたか。 □親切にしたときの気持ちを発表することができたか。	
4　教師の説話を聞く。	・親切にしてよかったと思ったときのことについて話をし、温かい気持ちで終了できるよう工夫する。			

＜小学校　知的障害特別支援学級＞　　自立活動学習指導案　指導案の項立の例（１～４）及び展開例

１　題材名　　友達と一緒に遊ぼう
２　児童観　　・題材に関する児童の実態について記載（個別の指導計画の目標を記載）
３　題材観　　・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動の内容と本題材の関連について記載
　　※本題材は、６コミュニケーション(3)言語の形成と活用、２心理的な安定(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関連
４　指導観　　・児童の実態を踏まえた本題材における指導上の配慮等について記載

５　本時に関する児童の実態、関連する内容及び目標

	児　童　の　実　態	関連する内容	目　標
A児 ３年	・友達とのやりとりでは受け身的な態度になることが多いので、教師が仲介役に入り絵カード等の活用を促すと自分の思いを伝えることができる。 ・体を動かす活動が好きであり、B児と一緒にゲーム等の活動を進んで行うことができる。	◎６（３） ２（３） ４（５）	友達と楽しく遊びながら、絵カードを使って自分の気持ちを表すことができる。
B児 ５年	・口頭による説明では、指示が伝わりにくいので、ゲームのルールを文字や写真で確認できるようにすると、安心して取り組むことができる。 ・認め賞賛すると、活動に対して一層意欲的に取り組むことができる。	◎６（３） ２（３） ３（４）	友達の意見を尊重して遊ぶ順番を話し合ったりルールを守って遊んだりすることができる。

６　展開

学習活動	指　導　上　の　配　慮　事　項		準備等
	A児	B児	
１　本時のねらい及び学習の流れを確認する。	・これまでの授業で取り上げた遊びの中で２人が好きな遊びを取り上げる。 ・以前の授業の際、気を付けたことを振り返るとともに、本時は２人で相談して遊ぶ順番を決定することを伝える。 ・本時における個別目標を確認する。 ２人で遊ぶ順番を相談して楽しく遊ぼう。		・掲示物 遊びの手順書と楽しく遊ぶためのポイント
２　遊ぶ順番を２人で相談して遊ぶ。 ・ストラックアウト ・宝探し ・ボウリング ・風船バレー 【◎６（３）】	・各遊びで気を付けることを児童と確認し、状況に応じた声かけを行う。（ストラックアウト→手順を守る、宝探し→質問のしかたを練習する、ボウリング→応援のしかたを練習する、風船バレー→協力して取り組む） ・遊びの順番は２人で相談すること、時間内ですべての遊びをしなくてもよいことを伝える。 ・順番を決める方法やタイミングが複数あることを確認した上で、相談を始めるようにする。 ○質問や応援のしかたは教師のモデルや掲示物で確認できるようにする。状況に応じた言葉掛けをしているときに、具体的に賞賛する。	○話合いの進行をB児に依頼する。 ○A児の意見を参考に順番が決められた場合には賞賛する。難しい場合には、教師も話合いに参加し一緒に考える。	・ストラックアウト一式 ・自分で考えた宝物 ・ペットボトル
３　本時のまとめと振り返りと次時の予告を行う。	・個別目標の達成状況を振り返り、本時でできなかった遊びを次時で行うことを伝える。		

＊指導案の項立の例を参考として示す。

自立活動の計画は個別に作成されることが基本であり、最初から集団で指導することを前提とするものではない。
ここでは、２名の児童の目標について複数で指導することの方が効果的であると判断し、このような展開となっている。

＜小学校　自閉症・情緒障害特別支援学級＞　　算数科学習指導案　展開例

1　単元名　　A児：１を分けて
B児：分数の大きさとたし算、ひき算

2　本時の個別目標　　A児：元の大きさを２等分した１つ分が１/２であることが分かる。
B児：１/２と大きさの等しい分数を見つけることができる。

3　本時に関する児童の実態及び評価規準

	児　童　の　実　態	評価規準
A児 ２年	・折り紙遊びが好きである。日常生活で具体物を２つに分ける経験は積んでいる。 ・複数で活動するときに順番に取り組んだり待ったりすることが苦手のため、約束を守っているときには賞賛することで成功体験が重ねられるようにしている。	折り紙を２等分した大きさが、元の大きさの１/２になることを理解している。
B児 ４年	・分数に関する既習事項はおおむね理解している。 ・順序立てて話をすることは苦手なため、必要に応じて発表の手掛かりとなるメモを作成している。	１/２と等しい分数のを見つけ、その理由を発表している。

4　展開

学習活動	指導上の配慮事項 A児	指導上の配慮事項 B児	準備等
1　本時のねらい及び学習の流れを確認する。	・個別指導はA、Bの順に行う。 折り紙の半分の大きさの紙を作ろう。	１/２と等しい分数を見つけよう。	A児 折り紙 （正方形、長方形 円、正三角形 ひし形） はさみ B児 数直線 ワークシート
2　個別課題に取り組む。	○１つの方法ができた場合には、その他の分け方を考えるよう促す。 ○２等分した紙を切って重ね、同じ大きさになることを確認するとともに、元の折り紙と比較して１/２になっていることを押さえる。 ○主体的に選択して取り組めるよう、長方形や円、正三角形、ひし形の紙を２等分する問題を準備する。	○既習事項の復習プリントを行う。 ○関係しそうな数直線を比較検討できるよう、取り外せる数直線を準備する。 ○順序立てて説明できるようワークシートを準備し、振り返りで発表できるようにする。 ○１/２と等しい分数を見つける学習をもとに１/３についても行う。	
3　２人で陣取り遊びを行う。	・じゃんけんの勝者が方眼用紙１マスの１/２の大きさに色を塗り、時間内にどちらが多く塗ることができるか競争する。 ・A児が方眼用紙を１/２に分ける形を発表し、B児を確認役とする。１/２に分ける形は複数あることに気付けるよう、A児とB児のやりとりを促す。 ○ルールに従ってゲームに取り組んでいる場合は賞賛する。	○２/４、４/８も塗ることができるようマスの大きさを調整したワークシートを準備する	ワークシート 色鉛筆
4　本時のまとめと振り返りをする。	・適用問題を実施し、個別目標の達成状況を確認する。		

＜中学校　知的障害特別支援学級＞　　生活単元学習学習指導案　（各教科等を合わせた指導）

1　単元名　　お世話になった方に感謝の気持ちを表そう

2　生徒の実態

A児	特別支援学校（知的障害）中学部の１段階の内容を中心に学習している。国語科での礼状の作成や数学科での金銭の数量的な扱いなど、各教科で学習した内容の習得には、それらを実際の生活場面に即しながら学習することが必要である。

※B児・C児の実態については省略

3　単元設定の理由

本単元は、生徒が栽培したさつまいもを加工する活動等を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実践的・総合的に学習するために設定した。　＜以下略＞

そのほか、この単元を通して身に付けさせたい資質・能力等を記載する。

4　本単元で扱う教科等

教科名	主な学習活動	学習指導要領との関連		
		部・教科等	段階	内容
国語	・話合い（栽培物、収穫物の活用方法等）	中・国語	１・２	〔思考力・判断力・表現力等〕　A話すこと・聞くこと
	・礼状やメッセージカードの作成		１・２	〔思考力・判断力・表現力等〕　B書くこと
			１	〔知識及び技能〕　ウ我が国の言語文化（イ）
社会	・各学習活動における役割分担	中・社会	１・２	ア　社会参加ときまり
数学	・買い物に必要な金銭の計算	中・数学	１・２	A数と計算　ア　整数の表し方　イ　整数の加法及び減法
	・制作や調理に必要な量に関する単位		１	C測定　ア　量の単位と測定（長さ、かさ及び重さ） C測定　イ　時刻や時間
美術	・収穫物を活用した作品づくり	中・美術	１・２	A表現　　B鑑賞
職業・家庭	・調理器具の名称や使用方法 ・収穫物を活用したおやつづくり	中・家庭分野	１・２	B衣食住の生活　イ・２段階は(ウ)　調理の基礎

5　指導計画　＜例＞　１２時間扱い

・「お世話になった方に感謝する会」の計画・実施等について話し合う活動（国語、社会）　・・・２時間
・さつまいもを活用した作品づくりを主とした学習活動（数学、美術、家庭分野）　・・・・・・・４時間(本時：２／４)
・さつまいもを活用したおやつづくりを主とした学習活動（数学、家庭分野）　・・・・・・・・・４時間
・「お世話になった方に感謝する会」の実施を主とした学習活動（国語、社会、家庭分野）　・・・２時間

＊　道徳科や自立活動の内容も合わせる場合も、「４　本単元で扱う教科等」に内容を明確に記載する。

自立活動及び各教科等を合わせた指導の指導案の項立は、各学校等で定めている指導案の形式と違う部分がある。

生活単元学習については、各学校で指導案を作成する際の参考となるよう指導案の例を示す。

6　本時の指導（４／１２）

（１）題材名　　さつまいものつるでリースをつくろう

（２）目標　　A児：見本を参考に、教師の支援を受けながら形や束ね方を工夫し、リースの土台を制作することができる。
B児：見本から自分が作ってみたい形を選択し、教師と一緒にリースの土台を制作することができる。
C児：見本を参考に形や束ね方を自分で工夫し、リースの土台を制作することができる。

（３）本時に関する生徒の実態及び評価規準

	生徒の実態	評価規準
A児 １年	制作活動に意欲的に取りかかるが、途中で飽きてしまうことがある。教師の働きかけがあると、制作を継続することができる。	教師の支援を受けながらリースの土台を制作している。
B児 ２年	制作活動に苦手意識はあるが、教師とならば取り組むことができる。文字カードを使って自分の思いを伝えることができる。	リースの束ね方を選択するとともに、教師と一緒にリースの土台を制作している。
C児 ３年	手先が器用で、制作活動には意欲的に取り組むことができる。支援が必要なときには、自ら教師に依頼することができる。	自分で考えた形や束ね方でリースの土台を制作している。

（４）展開

学習活動	指導上の配慮事項			準備等
	A児	B児	C児	
1　本時のねらい及び学習の流れを確認する。	・完成品を提示し、さつまいものつるを利用してクリスマスリースを作成していく見通しをもたせる。 さつまいものつるを束ねて、リースの土台を作ろう。			・リース
2　サツマイモのつるを束ねリースの土台を作る。 ①葉を取り除く ②つるを束ねる ③片付ける	・つるについた葉を除いたり束ねたりする際に出る樹脂で手が汚れるため、軍手等を着用させる。 ・乾燥するとつるが細くなることを考慮して束ねるよう伝える。 ・束ねたつるを一時固定したい場合には、必要に応じて結束バンド等が使用できることを伝える。 ○複数の見本から自分が作りたい形を選択する。 ○段ボールの型につるを巻く方法を例示し参考にさせる。作業状況を適宜確認し、うまくいっているところを賞賛する。	○複数の見本から自分が作りたい形を選択する。 ○達成感を味わえるよう、B児一人でできそうな、つるを丸めるなどの作業を準備しておく。	○複数の見本を参考に、自分が取り組みたい形のイメージを発表させる。 ○質問等がある場合は、その都度教師に確認するよう最初に約束しておく。	・さつまいものつる ・軍手またはゴム手袋 ・園芸用はさみ ・結束バンド ・麻ひも ・針金
3　つるの束ね方で工夫した点を発表する。（本時のまとめと振り返り）	・生徒による自己評価の内容だけでなく、各生徒が意欲的に取り組んだこと等についても教師から伝えることで自分のよさに気付けるようにする。			
4　次時の予告を聞く。	・リースの土台を教室で乾燥させた後、飾り付けを行うことを伝える。			

第２編　通級による指導

第２編　通級による指導
第１章　通級による指導の教育課程
第１節　通級による指導の教育課程の基準と編成

１　通級による指導の位置付け
(1) 通級による指導について

通級による指導とは、通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。

(2) 特別の教育課程

通級による指導を受ける児童生徒は、特別の教育課程によることができ、障害に応じた特別の指導を、通常の学級の教育課程に加え、又は、その一部を替えて行うことになる。

学校教育法施行規則には、小・中・高等学校等の教育課程に関する規定があり、小・中・高等学校等の各領域や各教科それぞれの授業時数及び各学年の総授業時数、教育課程編成の基準などを示している。同規則第140条は、これらの規定にかかわらず、通級による指導において、特別の教育課程によることができることを法令上定めている。（平成５年文部省告示第７号、平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号、平成28年文部科学省告示第176号）。

第140条

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要のあるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

1　言語障害者
2　自閉症者
3　情緒障害者
4　弱視者
5　難聴者
6　学習障害者
7　注意欠陥多動性障害者
8　その他障害がある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

(3) 通級による指導の対象

通級による指導の対象となる児童生徒については、学校教育法施行規則第140条各号の一に該当する児童生徒で、その障害の種類及び程度は「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知)」（平成25年10月４日付け25文科初第756号）（以下「25文科初第756号通知」とする）により以下のように示されている。

ア　言語障害者
　口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ　自閉症者
　自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ　情緒障害者
　主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ　弱視者
　拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ　難聴者
　補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ　学習障害者
　全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ　注意欠陥多動性障害者
　年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク　肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者
　肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

また、通級による指導の対象にするか否かを判断する際には、特に以下のことに留意しなければならない。

・医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。
・学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

なお、特別支援学級在籍の児童生徒については、その障害の状態等から、通級による指導の対象※となっていないことに留意する必要がある。

※通級による指導の対象　→参考資料　Ｐ75参照

２　校内委員会等による指導の開始・終了に関する検討

(1) 組織的な検討の仕組み

25文科初第756号通知では、「通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討する」とあり、検討にあたっては、組織的な検討の仕組みを明確にすることが求められる。

(2) 通級による指導の開始・終了

通級による指導は、保護者の意向を聴いた上で、在籍校の校長が市町教育委員会と十分に連携し、市町教育支援委員会等の意見等を十分に考慮した上で判断し、開始となる。

通級による指導の開始に当たって、25文科初第756号通知による障害の程度を基準とし、「一部特別な指導が必要な程度」に該当するかを検討する。障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行う必要がある。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮して判断する。

また、終了する場合も、判断に当たっては、市町教育委員会や市町教育支援委員会等とも十分に連携し、特別支援教育コーディネーター、通級による指導の担当教師（以下「通級指導担当教師」）及び児童生徒が在籍する学級の担任（以下「学級担任」）等複数の観察から、通常の学級での適応性、本人の通級による指導の必要性等を十分考慮して、校長が判断する。

なお、開始の手続きは、年度毎に行い、その指導内容と時間等について検討し、在籍校、通級による指導実施校、保護者が連絡を取り合っていくことが必要である。

３　通級による指導の教育課程

(1) 特別の教育課程を編成する場合の規定

通級による指導に関わる特別の教育課程編成については、小学校及び中学校学習指導要領第１章総則第４の２の(1)のウの下線部のとおり規定されている。

> ウ　障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。
>
> ＊下線は栃木県教育委員会

①　指導内容

指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動の六つの区分27項目の内容を参考とし、児童生徒一人一人に、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要がある。

自立活動は、一人一人の児童生徒が自立をめざし、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識及び技能、態度及び習慣を養い、もって

心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとするものである。

自立活動の内容は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」で構成されている。それらの代表的な要素である27項目を「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」の六つの区分※に分類・整理して示している。

※六つの区分　→参考資料　Ｐ76参照

個々の児童生徒の指導目標を達成するためには、これらの中から個々の児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する必要がある。

なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるが、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする自立活動としての指導である。したがって、通級による指導は、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに留意する必要がある。

② 授業時数

通級による指導に係る授業時数は、平成５年文部省告示第７号（改正：平成18年文部科学省告示第54号、平成19年文部科学省告示第146号、平成28年文部科学省告示第176号）により、年間35単位時間から280単位時間までを標準としているほか、学習障害者及び注意欠陥多動性障害者については、年間10単位時間から280単位時間までを標準としている。

つまり、通級による指導の授業時数は、週当たり１単位時間から８単位時間相当となり、学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒は、月１単位時間でも十分な教育的効果が認められる場合があることから年間10単位時間から指導を行うことが可能となっている。

指導時間を考える際には、通常の学級における標準授業時数等も考慮して、児童生徒の負担が過重にならないように十分配慮することが大切である。

(2) 留意事項

① 教師間の連携

小学校及び中学校学習指導要領第１章総則第４の２の(1)では、「効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とされている。通級指導担当教師は、指導を開始する際、個別の指導計画を作成する上で、学級担任と情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が通常の学級においても波及することを目指して、計画を策定し、学級担任と連携して指導に当たる。

② 他校通級

児童生徒が在籍校以外の小・中学校等又は特別支援学校において特別の指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する小・中学校等の校長は、これら他校で受けた指導を、特別の教育課程に係る授業とみなすことができる（学校教育法施行規則第141条）。

このように児童生徒が他校において指導を受ける場合には、当該児童生徒が在籍する

小・中学校等の校長は、当該の特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成するとともに、定期的に情報交換を行うなど、学校間及び担当教師間の連携を密に教育課程の編成、実施、評価、改善を行っていく必要がある。

その際、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要もある。

③　巡回による指導

通級指導担当教師が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行うことは巡回による指導として認められる。「学校教育法施行規則の一部改正等について」（平成５年１月28日付け文初特第278号初等中等教育局長通達）において、「教員が、本務となる学校以外の学校において通級による指導を行う場合には、当該教員の身分取扱いを明確にすること。」とされており、各教育委員会において、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行う等、通級による指導を行う学校における身分の取扱いを明確にする必要がある。

④　特別支援学級担任等（特別支援学級の加配を含む）による指導

特別支援学級で「通級による指導」を行う場合も、市町教育委員会の定めた様式を用い、特別の教育課程を編成する必要がある。

特別支援学級担任等による指導は、交流及び共同学習等で特別支援学級での授業が行われていない時間や他の教師が特別支援学級の児童生徒を指導している時間、又は放課後に行うことになると考えられる。その際、特別支援学級の児童生徒への指導に支障がない範囲において、実施することになる。

なお、特別支援学級担任等や通級指導担当教師以外の教師が、別室にて個別指導を行うこともあるが、これは「通級による指導」ではなく、あくまでもその児童生徒に学級担任等以外の教師が別室にて個別指導を行うという支援の在り方である。

(3) 指導要録等の取扱い

小・中学校等では、指導に関する記録の〔総合所見及び指導上参考となる諸事項〕の欄に、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時間数、指導期間、指導内容や結果等を記載することになる。

なお、他の学校において通級による指導を受けている場合には、当該学校からの通知に基づき、児童生徒の在籍する学級の担任が記載することとなる。

記載に当たっては、通級指導担当教師と学級担任、特別支援教育コーディネーター、校長等の関係者が定期的に情報を交換した上で、記載内容を検討することが求められる。

また、通級による指導の時間のみならず、他の授業の時間での当該児童生徒の状況の変化も踏まえて、その成果を把握する必要がある。

第２節　通級指導教室の教室経営

通級指導教室の教室経営については、第２節の内容に加え、参考資料P77･78･81･82及びP84～90の合理的配慮の観点等の当該障害の内容も併せて参考にしてください。

１　教室経営の計画

(1) 教室経営の基本方針

通級指導教室経営計画の立案に当たっては、以下のような視点をもつことが大切である。

①　個に応じた指導の徹底を図ること

・一人一人の状態に即した個別の指導計画を作成し、計画的に指導を行い、障害の状態の改善・克服を図る。

②　教師の指導力の向上を図ること

・専門的な知識、技能を有するとともに、個々の児童生徒の障害の状態や特性等を的確にに把握し、それに応じた指導が行えるようにする。

・特定の障害種についての専門性を基盤としながら、様々な障害種についての専門性を備える。

・必要に応じ、学級担任に対する研修会等においての講師を務めるなど、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の指導について助言・援助を行う。

③　支援体制の充実を図ること

・学級担任や教科担当教師と通級指導担当教師の綿密な連携協力を進めることはもとより、校内委員会等の校内体制の充実を図る。

・保護者に説明し、理解を得られるような相談体制の充実を図る。

(2) 学校経営への位置付け

通級指導教室を経営する上で、以下の事項に留意しながら学校経営の中に位置付けることが必要である。

①　学校教育の具体目標の中に位置付けること

・学校教育目標の具体目標に特別支援教育の充実に関する一項目を位置付け、これを受けて、通級指導教室の目標設定を行う。

②　校務分掌に位置付けること

・学校全体の教育課程の実施が通級指導教室の円滑な経営に大きく関わるため、通級指導担当教師が企画運営委員会等のメンバーになり、特別支援教育に関する委員会等に参画し、さらに分掌上では、教務部に所属することが望まれる。

・教育相談や学習支援等に関係する分掌を担当し、学校全体の教育相談の水準の向上を目指す。

③　障害のある児童生徒に関する理解啓発を図ること

・児童生徒の障害の状態や行動を理解する方法、望ましい接し方などについて、継続的に理解啓発を図ることが必要である。

2　教室経営と教育課程

(1) 児童生徒の実態の把握

児童生徒の障害の状態は、一人一人異なっている。自立活動では、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することを目標にしているので、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なってくる。そのため、個々の児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められている。ここに実態把握の目的があり、実態把握の内容やその範囲は自立活動の指導を行う観点から明確に整理する必要がある。

その際、児童生徒が困難なことのみを観点にするのではなく、うまくいっているところ（長所や得意としていること等）も把握することが大切である。

＊実態把握の考え方・方法　→第１編　Ｐ４・５参照

(2) 個別の指導計画の作成

個別の指導計画を作成する際は、まず、個々の児童生徒の実態把握に基づき、指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定した上で、特別支援学校学習指導要領第７章自立活動の第２に示す内容の中から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を検討していく。

なお、指導目標・指導内容の設定に関しては、第２章「第２節　指導目標・指導内容設定シートの例」（Ｐ66～70）に示されたシートを活用することも考えられる。

個別の指導計画に基づく指導は、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）のサイクルで進められなければならない。

作成された個別の指導計画に基づいた実践の過程においては、常に児童生徒の学習状況を評価し指導の改善を図ることが求められる。さらに、評価を踏まえて見直された計画により、児童生徒にとってより適切な指導が展開されることになる。すなわち、評価を通して指導の改善が期待されるのである。

(3) 具体的な指導内容の決定

自立活動の内容は、「人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素」と「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」を検討して、その中の代表的なものを項目として分類・整理したものである。自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとまり」を意味しているわけではない。児童生徒に必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定することになる。

また、具体的な指導内容を設定する際に配慮すべき事項について、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章第３の２の(3)では、次のとおり示されている。

> (3) 具体的な指導内容を設定する際には、 以下の点を考慮すること。
>
> **〈主体的に取り組む内容〉**
>
> ア　児童又は生徒が、興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げること

〈改善・克服の意欲を喚起する指導内容〉

イ　児童又は生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げること

〈発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容〉

ウ　個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げること

〈自ら環境を整える指導内容〉

エ　個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げること

〈自己選択・自己決定を促す指導内容〉

オ　個々の児童又は生徒に対し、 自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること

〈自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容〉

カ　個々の児童又は生徒が、 自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること

＊〈　　〉内は解説での項目

(4) 授業時数の配当

通級による指導においては、通常の学級の授業の一部に替えて通級による指導を受ける場合と、通常の学級の授業に加えて放課後等に通級による指導を受ける場合とがある。指導時間や時間帯については、学校や地域、児童生徒の実態、指導内容等を勘案しながら適切に判断されることになるが、時間帯が偏ったり、児童生徒の負担が過重になったりしないよう十分な配慮が必要である。

なお、第１節３(1)の「②　授業時数」（Ｐ53）にあるように、文部科学省告示で授業時数が定められているのは、対象児童生徒が通常の学級に在籍し、そこで大部分の指導を受けることを前提としているからである。

(5) 週時程表の作成

自校通級の場合は、移動時間が少なく、また、教員間の連絡が容易なため、通常の学級の授業の一部に替えて指導を受けることが可能になると思われる。

しかし、他校通級の場合は、移動等の関係で放課後等に指導を受けることがどうしても多くなることから、毎回、同じ教科の授業が受けられなかったり、特定の教科や道徳科、特別活動等の内容のすべてが履修できなくなったりすることがないよう、指導を受ける時間や曜日を工夫することが必要になる。

なお、保護者との面談、在籍校の担任等との連絡、通常の学級への参観・支援、ケース会議等は通級指導担当教師の重要な職務の一つであり、計画的に位置付けていくことが大切だが、児童生徒に対する指導ではないので、指導時間に含めて考えることはできない。

3　教育環境の整備

(1) 言語環境の整備

大半の時間を過ごす通常の学級とは違って、一人一人にじっくりとかかわれる場面が多い通級による指導の場合、指導者である教師とのコミュニケーションの図り方は、児童生徒が他とのかかわりを図る上でモデルとなるものである。特に、教師の言葉遣いは、直接児童生徒に影響を及ぼすと考えられる。教師は、児童生徒の生活年齢や障害の特性に応じた言葉を用いたり、心情や認知の特性に対応した指示の仕方を工夫したりするなど、適切な言葉遣いに常に配慮する必要がある。

(2) 教室環境の整備

通級指導教室は、特別な時間の特別な学習の場である。よって、児童生徒が安心して学習できる、また他校通級の児童生徒にとっても分かりやすく、入室しやすい、以下のような環境を整えることが大切である。

○指導のねらいに沿って児童生徒が活動しやすいよう、教材や教具・遊具等の備品を点検・整備する。
○児童生徒の活動を取り入れるなど、展示・掲示物の工夫をする。

文部科学省編著『改訂第３版　障害に応じた通級による指導の手引き　解説とＱ＆Ａ』では、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、ＬＤ、ＡＤＨＤ、肢体不自由、病弱及び身体虚弱を指導するそれぞれの「通級指導教室」を設けるに当たり、考えられる教室環境の整備について障害種別に示されている。なお、文部科学省大臣官房文教施設企画部による「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」にも通級による指導のための関係室の計画について説明しているので参照することが望まれる。

4　保護者等との連携

(1) 保護者との連携

通級による指導を行う際には、保護者の理解と協力が重要である。日頃から、以下のように連携を図っていくことが必要である。

○通級時に同伴で来室するときや連絡用ノート等の活用により、指導方針や内容について適宜説明したり、児童生徒の様子や変容などについて伝えたりする。
○教室だよりを定期的に発行し、効果的なかかわり方、保護者へのお願い、諸行事のお知らせ、教育や福祉の情報などを発信する。
○保護者会や個人面談など保護者にとって安心と励ましの場となる機会を設定し、保護者の願いや思いを十分に聴く。また、学校や教室の教育方針についての説明や、児童生徒の適切な理解や指導方法についての情報交換に努める。

(2) 学級担任等との連携

学級担任等と通級指導担当教師とが随時、学習の進捗状況等についても情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指し、連携して指導していくことが重要である。

具体的には、連絡ノートや教室だよりの交換、通級による指導の授業公開、在籍学級訪問等で連携を図り、通級による指導や対象児童生徒の理解を互いに深めていくことも大切である。

他校通級の場合においても、通級指導担当教師は、電話連絡だけでなく、定期的に在籍校を訪問することが必要である。さらに、必要に応じて特別支援教育コーディネーター等関係者の協力を得てケース会議などを開催することも考えられる。

(3) 個別の教育支援計画を活用した関係機関等の連携

学校教育法施行規則第141条の２の規定により、通級による指導が行われている児童生徒は、個別の教育支援計画を作成し、保護者の意向を踏まえた上で、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図ることが求められている。

学級担任が保護者と相談して作成するにあたり、支援内容を検討する上で把握することが必要な、児童生徒が利用する医療機関や放課後等デイサービスなどの関係機関等の情報について、通級指導担当教師が助言することが考えられる。

作成した計画は、本人・保護者の意向を踏まえ、関係機関等との連携や引継ぎに活用することが求められるが、学級担任と共に通級指導担当教師は、個人情報保護の観点から情報の活用や文書管理に留意し、慎重に対応することが求められる。

なお、様式については地域の実情に応じて設置者等が定める様式で作成することが望ましい。

第２章　指導計画例

第１節　教育課程例

１　通級指導教室〔言語障害〕

○○立○○小学校　通級による指導の教育課程

校長名　　○○○○　印

１　教室の種別と教室名、設置年月日

言語障害通級指導教室（ことばの教室）　　平成○年４月１日設置

２　教育計画の概要

（１）校長の特別支援教育の充実に向けた方針

ア　障害の有無に関わらず全ての児童が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加するための基盤となる「生きる力」や基礎学力の定着を図る。
イ　一人一人の多様な教育的ニーズを把握し、合理的配慮の提供及び個に応じた指導を行う。
ウ　特別支援教育コーディネーターを中心に、校内教育支援委員会において、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成、評価、指導改善、引継ぎ等に取り組む。
エ　基礎的環境整備の観点から施設・設備等の充実及び全教職員の資質の向上を図る。
オ　関係校・家庭・地域社会に対し、特別支援教育の取組についての正しい理解と協力を求める。

（２）通級指導教室経営方針

ア　言語発達や対人関係の発達に課題のある児童及び器質的又は機能的な構音障害のある児童に対し、その種類・程度に応じた指導を行い、学校生活に適応できる能力を養うとともに自立の基礎を培う。
イ　言語等に障害がありながらも、楽しく安心感をもって生活し、自己実現が図れるよう保護者・学級担任との連携を深め、指導や支援を行う。

（３）本年度の努力点

ア　的確な実態把握により、適切な指導目標、指導内容の設定に努める。
イ　通常の学級における児童の指導について、助言・援助を行う。

３　教育課程の概要

（１）教育課程編成の方針

ア　児童の実態を的確にとらえ、障害の種類や程度に応じた個別の指導が行えるように編成する。
イ　児童が安心感をもち、自分らしさを発揮できるよう、児童を取り巻く周りの人たち（学校・家庭・ことばの教室）の児童の理解と連携・協力体制を重視し編成する。
ウ　本教室の指導と在籍校の指導の整合性を図った教育課程を編成する。

（２）教育課程表

指導内容 ＼ 児童生徒番号			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
自立活動	1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成													
		(2)病気の状態の理解と生活管理													
		(3)身体各部の状態の理解と養護													
		(4)障害の特性の理解と生活環境の調整							○						
		(5)健康状態の維持・改善													
	2 心理的な安定	(1)情緒の安定						○				○	○		
		(2)状況の理解と変化への対応													
		(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	○	○	◎		○			◎	○				○
	3 人間関係の形成	(1)他者との関わりの基礎			○		○							○	
		(2)他者の意図や感情の理解													
		(3)自己理解と行動の調整				○		◎				◎			
		(4)集団への参加の基礎								○	○				
	4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用													
		(2)感覚や認知の特性についての理解と対応											○		
		(3)感覚の補助及び代行手段の活用		◎					◎						
		(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動												◎	
		(5)認知や行動の手掛かりとなる概念													
	5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能	○			◎									◎
		(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用							○						
		(3)日常生活に必要な基本動作										○			
		(4)身体の移動能力													
		(5)作業に必要な動作と円滑な遂行													
	6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力				○					◎				
		(2)言語の受容と表出	◎		○					○			◎	○	
		(3)言語の形成と活用					◎								○
		(4)コミュニケーション手段の選択と活用		○				○							
		(5)状況に応じたコミュニケーション													

（３）週時程表

	月	火	水	木	金
1	授業参観・支援		授業参観・支援	10 （○○）	授業参観・支援
2	2 （○○）	4 （○○）	1 （○○）	7 （○○）	3 （○○）
3	5 （○○）	2 （○○）	2 （○○）	4 （○○）	1 （○○）
4	3 （○○）	担任との打合せ	担任との打合せ	7 （○○）	2 （○○）
5	担任との打合せ	7 （○○）	5 （○○）	担任との打合せ	担任との打合せ
6	9 （○○）	8 （○○）			6 （○○）
7		11 （○○）		12 （○○）	13 （○○）

４　担当教員及び対象児童生徒

（１）担当教員

氏名	性別	年齢	職名	教職経験年数	経験年数		所有免許状の種類	通級による指導担当時数	その他の時数
					特別支援学級	通級指導教室			
○○　○○	女	○○	教諭	22.1	6	7.1	小１・特支１	22	0

（２）児童生徒一覧

児童生徒番号		学年	性別	障害区分	診断名 検査結果	指導の重点	週当たりの指導時数
自校	1	1	女	言語障害	構音障害・吃音症 未実施	コミュニケーション	2
	2	2	男	学習障害	学習障害 K-ABCⅡ(H29)認○習○	環境の把握	5
	3	2	女	言語障害	言語発達遅滞 WPPSI(H28) FIQ○	心理的な安定	2
	4	2	男	言語障害	口蓋裂 WPPSI(H28) FIQ○	身体の動き	2
	5	3	男	言語障害	言語発達遅滞 WPPSI(H28) FIQ○	コミュニケーション	2
	6	4	男	言語障害	吃音症 WPPSI(H25) FIQ○	人間関係の形成	1
	7	4	男	学習障害	学習障害 K-ABCⅡ(H28)認○習○	環境の把握	2
	8	5	男	言語障害	言語発達遅滞 WISC-Ⅲ(H26) 全○	心理的な安定	1
他校	9	1	男	言語障害	言語発達遅滞 WPPSI(H29) FIQ○	コミュニケーション	1
	10	2	男	言語障害	構音障害・吃音症 WISC-Ⅳ(H29) FSIQ○	人間関係の形成	1
	11	3	男	言語障害	構音障害 WISC-Ⅳ(H28) FSIQ○	コミュニケーション	1
	12	4	女	言語障害	言語発達遅滞 WISC-Ⅳ(H27) FSIQ○	環境の把握	1
	13	5	男	言語障害	左片側唇顎口蓋裂 未実施	身体の動き	1

２　通級指導教室〔自閉症・注意欠陥多動性障害〕

○○立○○小学校　通級による指導の教育課程

校長名　　○○○○　印

１　教室の種別と教室名、設置年月日

自閉症・注意欠陥多動性障害通級指導教室（まなびの教室）　平成○年４月１日設置

２　教育計画の概要

（１）校長の特別支援教育の充実に向けた方針

ア　共に学び合える学校を目指した特別支援教育の充実を図る。

イ　特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の充実を図る。

ウ　個別の教育支援計画等を活用した切れ目のない支援体制の構築に取り組む。

エ　共生社会を目指した交流及び共同学習を推進する。

（２）通級指導教室経営方針

ア　障害に基づく様々な困難を克服するために必要な知識・技能・態度を養えるよう、実態の把握と指導の充実に取り組む。

イ　通級による指導の指導内容を通常の学級における指導に生かせるよう、学級担任との連携の充実に取り組む。

（３）本年度の努力点

ア　実態把握から指導目標・指導内容設定までのプロセスの改善に努める。

イ　通常の学級における授業参観を定期的に実施し、学級担任に助言できるように努める。

３　教育課程の概要

（１）教育課程編成の方針

ア　特別支援教育の理念のもと，児童の能力や特性に応じて指導のねらいを設定して，個々に教育課程を編成する。

イ　本教室で実施する自立活動の内容が在籍学級での授業でも反映されるよう、通常の学級の教育課程を意識して編成する。

（２）教育課程表

		指導内容＼児童生徒番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
自立活動	1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成				○											
		(2)病気の状態の理解と生活管理															
		(3)身体各部の状態の理解と養護															
		(4)障害の特性の理解と生活環境の調整													○		
		(5)健康状態の維持・改善															
	2 心理的な安定	(1)情緒の安定			○	◎					○			◎		○	
		(2)状況の理解と変化への対応	○	◎						○							○
		(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲					○	◎	◎			○	○				
	3 人間関係の形成	(1)他者との関わりの基礎	○											○			
		(2)他者の意図や感情の理解								◎	○						
		(3)自己理解と行動の調整				○		○	○								◎
		(4)集団への参加の基礎			◎											◎	
	4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用															
		(2)感覚や認知の特性についての理解と対応		○			◎										
		(3)感覚の補助及び代行手段の活用										◎					
		(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動						○	○				◎		◎		
		(5)認知や行動の手掛かりとなる概念															
	5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能															
		(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用		○									○				
		(3)日常生活に必要な基本動作															
		(4)身体の移動能力															
		(5)作業に必要な動作と円滑な遂行													○		
	6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力	◎														
		(2)言語の受容と表出												○			
		(3)言語の形成と活用					○										
		(4)コミュニケーション手段の選択と活用										○				○	
		(5)状況に応じたコミュニケーション			○					○	◎						○

（３）週時程表

	月	火	水	木	金
1	授業参観・支援				授業参観・支援
2	2 (○○)	5 (○○)	4 (○○)	5 (○○)	3 (○○)
3	1 (○○)	1 (○○)	8 (○○)	1 (○○)	1 (○○)
4	3 (○○)	６・７ (○○)	授業参観・支援	６・７ (○○)	2 (○○)
5	4 (○○)	担任との打合せ	3 (○○)	担任との打合せ	
6		11 (○○)			9 (○○)
7	12 (○○)	15 (○○)		10 ／ 13 (○○)	14 (○○)

４　担当教員及び対象児童生徒

（１）担当教員

氏名	性別	年齢	職名	教職経験年数	経験年数		所有免許状の種類	通級による指導担当時数	その他の時数
					特別支援学級	通級指導教室			
○○　○○	女	○○	教諭	20.1	2	10.1	小１・特支２	22	0

（２）児童生徒一覧

児童生徒番号		学年	性別	障害区分	診断名 検査結果	指導の重点	週当たりの指導時数
自校	1	1	男	自閉症	自閉スペクトラム症 WPPSI(H29) FIQ○	コミュニケーション	4
	2	2	男	注意欠陥多動性障害	注意欠如・多動症 WPPSI(H28) FIQ○	心理的な安定	2
	3	2	女	自閉症	自閉スペクトラム症 WPPSI(H29) FIQ○	人間関係の形成	3
	4	3	男	情緒障害	未診断 WISC-Ⅳ(H29) FSIQ○	心理的な安定	2
	5	3	男	学習障害	学習障害 K-ABCⅡ(H29)認○習○	環境の把握	2
	6	4	男	注意欠陥多動性障害	注意欠陥多動性障害 WISC-Ⅳ(H29) FSIQ○	心理的な安定	2
	7	4	男	注意欠陥多動性障害	注意欠陥多動性障害 WISC-Ⅳ(H29) FSIQ○	心理的な安定	2
	8	5	男	自閉症	アスペルガー症候群 WISC-Ⅳ(H29) FSIQ○	人間関係の形成	1
	9	6	男	自閉症	広汎性発達障害 WISC-Ⅳ(H28) FSIQ○	コミュニケーション	1
	10	6	女	学習障害	学習障害 K-ABCⅡ(H29)認○習○	環境の把握	月２
他校	11	2	男	注意欠陥多動性障害	注意欠陥多動性障害 WISC-Ⅳ(H30) FSIQ○	環境の把握	1
	12	3	男	情緒障害	選択性かん黙症 WISC-Ⅳ(H29) FSIQ○	心理的な安定	1
	13	4	男	学習障害	学習障害 K-ABCⅡ(H30)認○習○	環境の把握	月２
	14	5	女	自閉症	広汎性発達障害 WISC-Ⅳ(H27) FSIQ○	人間関係の形成	1
	15	6	男	自閉症	自閉スペクトラム症 WISC-Ⅳ(H30) FSIQ○	人間関係の形成	1

第２節　自立活動における指導目標・指導内容設定シートの例

自立活動を実施する上で必要な個別の指導計画を作成するには、実態把握から課題の整理等を通して、指導目標・指導内容を設定する必要がある。
「自立活動における指導目標・指導内容設定シートの例」は、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編の「流れ図」を参考にしており、検討の過程を記載することで、設定の根拠を明確にすることができる。

記入上のポイント

学年・組		児童氏名		診断名	

〈昨年度末の指導状況〉

指導目標	
指導内容	
評　価	

1　実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

・○うまくいっているところ（既にできていること、興味・関心、得意なこと）
・●つまずいている中でもうまくいっているところ（もう少しでできること、支援があればできること）
・6区分で児童生徒を捉えることを意識して、実態の各文末には、該当する区分を記入する。
＊児童生徒のうまくいっているところやつまずいている中でもうまくいっているところを、指導目標や指導内容を設定する際の手掛かりとする。

本人・保護者の願い	＊本人や保護者の願いやなりたい姿、切実に困っていることなどを聞き取り、記入する。
○年後の目指す姿	＊生活年齢や卒業後の進路を踏まえ、○年後までにどのような力をどこまで育むとよいかを記入する。

2　中心的な課題の抽出とその理由

つまずきの背景理由	＊様々なつまずきや困難な姿に共通する背景要因を検討し記入する。	主な観点	・系統性
中心的な課題	＊主な観点を踏まえ、中心的な課題を抽出し、その理由を下記に記載する。		・必要性
理由	• 昨年までの指導状況や現在の姿から指導の系統性を踏まえたか。（系統性） • 本人や保護者の願い、なりたい姿、切実に困っていることを踏まえたか。（必要性） • もう少しでできることか。（実現性） • つまずきの背景にある共通の要因や課題の改善につながるものか。（関連性） • 数年後の目指す姿を踏まえ、今、育みたい力か。（適時性）		・実現性 ・関連性 ・適時性

3　指導目標の設定

長期目標	＊短期目標を段階的に達成した先に予想される１年後に目指す姿を設定する。 ＊適宜見直し、適切に変更するなど弾力的に対応する。
短期目標	＊「○○の場面で、○○を使い、○○できる」など具体的に１学期程度で達成可能な目標を記入する。

4　目標達成のために必要な内容（項目）の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
□生活リズムや生活習慣の形成 □病気の状態の理解と活管理 □身体各部の状態と養護 □障害の特性の理解と生活環境の調整 □健康状態の維持・改善	□情緒の安定 □状況の理解と変化への対応 服する意欲	□他者とのかかわりの基礎 □他者の意図や感情 □集団への参加の基礎	□保有する感覚の活用 □感覚や認知の特性についての理解と対応 じた行動 □認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	□姿勢と運動・動作の基本的技能 □姿勢保持と運動・動作 本 □身体の移動能力 □作業に必要な動作と円滑な遂行	□コミュニケーションの基礎的能力 □言語の受容と表出 □言語の形成と活用 □コミュニケーション手段の選択と活用 □状況に応じたコミュニケーション

目標達成のために必要な項目を選定し項目にチェックを入れることで、それらを関連づけて具体的な指導内容を考える際の手掛かりとなる。

5　具体的な指導内容の設定

指導場面	＊通級による指導（特別支援学級ならば自立活動の時間）又は学級での具体的な指導場面を記入する。	重視した配慮点	□主体的 □意欲の喚起
指導内容と手立て	４で選定した項目を相互に関連付けて、P56・57にある配慮すべき事項を考慮の上、具体的な指導内容を設定する。 特別支援学校学習指導要領第7章第３の２の(3)で示されている設定する際に配慮すべき事項をチェックする。(P56･57参照)		□進んだ側面 □環境調整 □自己選択 □学習の意味

1　言語障害〈小学校〉

学年・組	3年○組	児童氏名	A児	診断名	吃音症

〈昨年度末の指導状況〉

指導目標	・自分が選んだ話題について自分のペースで教師と会話することができる。
指導内容	・話題カードから選んだ内容について、教師と１対１で話す場面を設定する。
評　価	・最近体験した楽しい話題で、自分のペースで教師と会話することができるようになった。

1　実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

○読書好きで語彙が豊富であり、学力も高い。場の雰囲気や状況を読む力も優れている。（環）
○家族や担任、クラスの限られた友人には自分から話しかけることができる。（人）
○授業中に音読する場面では、吃症状ほとんど見られない。（コ）
●吃症状は、音の繰り返しと軽いつまりが主である。（健）
●吃音に対する不安や恥ずかしいという思いを強くもっており、できるだけ少ないことばで応答しようとし、挙手や人目につく役割を極力避けようとする傾向があるが、当番の仕事等、決められた言葉は、皆の前で話すことができる。（心、コ）
●学年の始めや夏休み明け、行事の前など、環境が変化すると吃症状が強くなることがあるが、徐々に軽減されている。（心）

本人・保護者の願い	多くの友達を作ったり、友人関係を深めたりしたい。（本・保）
3年後の目指す姿	６年生時には、学校生活の中で、友人や下級生に自分から話しかけるようになっている。

○うまくいっているところ（興味・関心、得意なこと等）　●つまずいている中でもうまくいっているところ（難しいがここまではできる、これがあればできる等）

2　中心的な課題の抽出とその理由

つまずきの背景要因	・吃音に関する客観的な知識がないため、吃音が出るのではないかという不安感等から発言や行動面が消極的になっていると考えられる。	主な観点	・系統性 ・必要性 ・実現性 ・関連性 ・適時性
中心的な課題	・吃音に対する不安感や恐怖感を軽減していく。		
理由	・現状では限られた友人とだけの交流であるが、友達との関係を広げたいと思っており、不安感を軽減することで生活面・学習面での積極性が引き出せると考えられる。		

3　指導目標の設定

長期目標	・安心できる場で吃音について知り、吃音があっても不安感なく話すことができる。
短期目標	・自分の話したいことを教師に安心して話すことができる。

4　目標達成のために必要な内容（項目）の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
□生活リズムや生活習慣の形成	□情緒の安定	□他者とのかかわりの基礎	□保有する感覚の活用	□姿勢と運動・動作の基本的技能	□コミュニケーションの基礎的能力
□病気の状態の理解と生活管理	■状況の理解と変化への対応	□他者の意図や感情の理解	□感覚や認知の特性についての理解と対応	□姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	■言語の受容と表出
□身体各部の状態の理解と養護	■障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	■自己の理解と行動の調整	□感覚の補助及び代行手段の活用	□日常生活に必要な基本動作	□言語の形成と活用
■障害の特性の理解と生活環境の調整		□集団への参加の基礎	□感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	□身体の移動能力	□コミュニケーション手段の選択と活用
□健康状態の維持・改善			□認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	□作業に必要な動作と円滑な遂行	■状況に応じたコミュニケーション

5　具体的な指導内容の設定

指導場面	通級による指導	重視した配慮点	■主体的 ■意欲の喚起 ■進んだ側面 ■環境調整 □自己選択 ■学習の意味
指導内容と手立て	ア　楽しく意欲的に会話をする経験となるよう、本人が体験したことや好きな本のことなど興味のあることについて話す場面を設定する。 イ　吃音理解に関する本を一緒に読む中で、吃音に関する「分からない故の不安」の軽減を図る。 ＊アとイを関連させながら様々な読み方・話し方に取り組めるよう場を設定して指導を行うことにより、自己肯定感を育むことができるようにする。		

＊『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』P148～151を参考に作成

2　自閉症〈小学校〉

学年・組	5年○組	児童氏名	B児	診断名	高機能自閉症

〈昨年度末の指導状況〉

指導目標	・通級指導教室の活動の中で指導者に対し、必要に応じて手助けを求めることができる。
指導内容	・指導者と一対一で話し合ったり協力したりしながら進める活動に取り組むことで、人と関わる意欲を育てる。
評　価	・教師の言葉かけにより、必要に応じて手助けを求めることができるようになった。

1　実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

○忘れ物はほとんどなく、宿題は丁寧に仕上げてくる。（環）
○係活動では、進行表があれば司会を上手に務めることができ、徐々に進行表がなくてもできるようになった。（人、コ）
○絵を描いたり、文章を書いたりすることを好む。（心、身）
●４年生国語の「ごんぎつね」の学習をしたときには、「ごんぎつねは悪いことばかりをしていたので、兵十に退治された」と主張した等、場面から登場人物の心情を推察することは苦手だが、自分の考えは述べることができる。（人、コ）
●相手の気持ちを考えて話すことは苦手だが、教師の言葉かけにより、自分の言動を振り返り、どう言えばよかったのか考えようとすることができる。（コ・人）
●一人で図書室に行って好きな本を読んでいることが多いが、自分の興味・関心があることについて、友達に話しかけることがある。（人、コ）

本人・保護者の願い	・学級の友達と仲良くしたい。（本）　・学校生活を楽しんでほしい。（保）
２年後の目指す姿	・中学校生活で、安心して生活したり、人と関わったりすることができている。

○うまくいっているところ（興味・関心、得意なこと等）　●つまずいている中でもうまくいっているところ（難しいがここまではできる、これがあればできる等）

2　中心的な課題の抽出とその理由

つまずきの背景要因	・友達との関わりの不安から、人との関わりへの自信と意欲を失いつつあるのではないか。	主な観点	・系統性
中心的な課題	・心理的な安定を図りながら、人との関わり方を身に付け、できることを増やしていく中で、人との関わりの自信や意欲を育てていく。		・必要性
理由	・論理的に説明することで理解できることもあるので、心情や状況の理解も文字や絵で示すことで、理解が図れるようになると思われる。 ・教師との関わりを中心として体験的に学んでいくことで、人との関わりに自信が持てるのではないか。 ・また、自分の立場ややるべきことが明確になっていれば協調的に活動でき、人との関わりを保つことができると思われる。		・実現性 ・関連性 ・適時性

3　指導目標の設定

長期目標	・誘う、断る、励ます、説明する、質問するなど、人と関わるために必要なコミュニケーションの仕方を知り、相手の心情を考えて使用することができる。
短期目標	・好きな活動をする中で、教師に対して必要に応じて質問したり、手助けを求めたりすることができる。

4　目標達成のために必要な内容（項目）の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
□生活リズムや生活習慣の形成	■情緒の安定	■他者とのかかわりの基礎	□保有する感覚の活用	□姿勢と運動・動作の基本的技能	□コミュニケーションの基礎的能力
□病気の状態の理解と生活管理	■状況の理解と変化への対応	■他者の意図や感情の理解	□感覚や認知の特性についての理解と対応	□姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	■言語の受容と表出
□身体各部の状態の理解と養護	□障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	□自己の理解と行動の調整	□感覚の補助及び代行手段の活用	□日常生活に必要な基本動作	□言語の形成と活用
□障害の特性の理解と生活環境の調整		□集団への参加の基礎	□感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	□身体の移動能力	□コミュニケーション手段の選択と活用
□健康状態の維持・改善			□認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	□作業に必要な動作と円滑な遂行	■状況に応じたコミュニケーション

5　具体的な指導内容の設定

指導場面	通級による指導	重視した配慮点	■主体的 ■意欲の喚起 ■進んだ側面 ■環境調整 □自己選択 □学習の意味
指導内容と手立て	ア　B児の興味あることについての会話を教師と一緒に楽しみながら、B児の思いを受け止めて、教師のB児への肯定的な気持ちを伝えることで、やりとりのよさを味わえるようにする。 イ　気持ちや状況を整理しながら言語化できるよう、B児の経験と簡単な絵や短い文章などで表し、そのときの気持ちなどを教師と共有する。		

＊『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』P164～167を参考に作成

3　注意欠陥多動性障害〈小学校〉

学年・組	3年○組	児童氏名	C児	診断名	注意欠陥多動性障害

〈昨年度末の指導状況〉

指導目標	・興味のもてるゲーム等の活動で役割を果たし、ルールを守ることができる。
指導内容	・小グループのゲームにおいて、ルールを図等で確認した上で、得点係等の役割を決めて行う。
評　価	・興奮することはあるが、ルールや役割を個別に確認することで、ゲームに最後まで参加できるようになった。

1　実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

○役割を与えられたり、取組を認められたりすると、熱心に活動する。（心、人）
○遊びやゲームなどを面白くする工夫やルールを提案することが得意である。（コ）
○約束や決まりは紙面で見ながら聞くと理解しやすいようである。（環）
●学級のルール等よりも自分がしたいことを優先してしまうことがあるが、教師が確認すると内容を理解することはできている。（環）
●友達を泣かせたことを指摘されてもなかなか謝ることができないことが多いが、落ち着いてから話すと「泣かせたのは僕が悪かったかもしれない」と自分の行動を振り返ることができる。（心、コ）
●失敗した後に「なぜ、うまくいかないのだろう」と失敗した自分を責めるような場面が見られるが、荒れるようなことはなくなってきた。（心）
●１枚のプリントに数多くの問題があると、「どうせできない」と言ってすぐに投げ出そうとするが、細かく区切って提示すると最後まで解くことができる。（心、環）

本人・保護者の願い	・他者のために役立ちたい、もっと他者と関わりたい。(本)　・級友と仲良く生活してほしい。(保)
3年後の目指す姿	・本来もっている能力を発揮し、６年生として安定して集団での活動に参加できている。

○うまくいっているところ(興味・関心、得意なこと等)　●つまずいている中でもうまくいっているところ(難しいがここまではできる、これがあればできる等)

2　中心的な課題の抽出とその理由

つまずきの背景要因	・自分の行動がどのような影響を及ぼすのかを想像したり、周囲の人の表情や口調等から読み取ったりして、適切に判断して行動することやルールを守ることなどが難しい。これまでの失敗体験等から、学習や生活に対する意欲や自信の低下が見られる。	主な観点	・系統性
中心的な課題	・ルールを守ることの大切さを知るとともに、ルールを守ったり衝動的な言動を減らしたりすることで楽しく活動する経験を多く積み、自分を肯定的に捉えるようにする。		・必要性
理由	・自信や意欲をなくしかけている場面も見られるが、落ち着いて活動できる状況では適切な行動が多く見られたり、自分のよさを認められると熱心に取り組めたりするので、そのうまくいっているところを生かしながら、自己の言動をコントロールする力を高めていく必要がある。		・実現性 ・関連性 ・適時性

3　指導目標の設定

長期目標	・成功体験を実感することのできる学習環境の中（通級指導教室）で、衝動的な言動をコントロールしながら、望ましいコミュニケーションや円滑な集団活動への参加ができる。
短期目標	・C児が選んだルールのあるゲームの中で、教師に自分の思いを伝えることができる。

4　目標達成のために必要な内容（項目）の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
□生活リズムや生活習慣の形成	□情緒の安定	□他者とのかかわりの基礎	□保有する感覚の活用	□姿勢と運動・動作の基本的技能	□コミュニケーションの基礎的能力
□病気の状態の理解と生活管理	□状況の理解と変化への対応	■他者の意図や感情の理解	□感覚や認知の特性についての理解と対応	□姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用	□言語の受容と表出
□身体各部の状態の理解と養護	■障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	■自己の理解と行動の調整	□感覚の補助及び代行手段の活用	□日常生活に必要な基本動作	□言語の形成と活用
□障害の特性の理解と生活環境の調整		□集団への参加の基礎	□感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動	□身体の移動能力	□コミュニケーション手段の選択と活用
□健康状態の維持・改善			□認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	□作業に必要な動作と円滑な遂行	■状況に応じたコミュニケーション

5　具体的な指導内容の設定

指導場面	通級による指導	重視した配慮点	■主体的 ■意欲の喚起 ■進んだ側面 ■環境調整 □自己選択 ■学習の意味
指導内容と手立て	ア　安心できる教師と一緒に、自分で選んだルールのあるゲーム等に取り組む。その際、「どうせできない」などの発言があった時には、C児の気持ちを受け止め、C児のできていることを分かるように伝える。 イ　ゲームでの自分の言動について、教師と一緒に振り返る。		

＊『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』P160～163を参考に作成

4　学習障害〈中学校〉

学年・組	2年○組	生徒氏名	D児	診断名	学習障害(読み書き障害)

〈昨年度末の指導状況〉

指導目標	・英語の授業の復習でコンピュータ等の情報機能を活用することができる。
指導内容	・本人の実態に合わせてコンピュータ等の情報機器の設定を調整し、自分で活用できるようにする。
評　価	・コンピュータ等の情報機器を使用し、既に学習した教科書の英文を自分のペースで読むことができるようになった。

1　実態把握

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション

○英語の会話文を聞いて、半分程度理解でき、もっと英語ができるようになりたいと願っている。(コ)
○コンピュータ等の情報機器で文章入力をすることは得意である。コンピュータ等の情報機器を活用することで、学習がしやすくなると感じている。(環)
○読み上げ支援を受けていることは、「友達に知られても仕方ない」と教師に発言している。(心)
●漢字の音読みは苦手だが、訓読みはほぼできる。(環)
●英語の単語をローマ字読みしてしまうため読めないことが多いが、聞けば分かるものもある。(環)
●英単語は、発音を聞くとローマ字でその通りに書こうとするので正しい綴りで書くことが難しい。英語の授業に対して積極的ではないが、難しい英単語を書けるようになりたいとの思いはある。(心)

本人・保護者の願い	・コンピュータ等の情報機器を活用して、もっと英語ができるようになりたい。(本) ・授業でも配慮されるよう、通級指導教室で本人に合った対応を考えてほしい。(保)
2年後の目指す姿	・高等学校に進学し、コンピュータ等の情報機器を活用して意欲的に学習に取り組んでいる。

○うまくいっているところ(興味・関心、得意なこと等)　●つまずいている中でもうまくいっているところ(難しいがここまではできる、これがあればできる等)

2　中心的な課題の抽出とその理由

つまずきの背景要因	・形を視覚的に捉えることは得意だが、文字と音声を結びつけて同時に記憶し再生することに困難が見られる。	主な観点	・系統性
中心的な課題	・読み書きの困難を軽減するための自分に適した方法がわかり、その方法が必要である理由を理解する。		・必要性
理由	・中学校第2学年という生活年齢を踏まえると、代替手段の活用も大切である。 ・得意なことを生かしコンピュータ等の情報機器を活用することで、読み書きの困難さを補うことができる。 ・学習意欲が高く、コンピュータ等の利用にも意欲的であるので、効果的な活用方法を身に付けることで、読み書きの困難さが軽減されるとともに、学習内容の理解にもつながり、自信を高めることができると考える。		・実現性 ・関連性 ・適時性

3　指導目標の設定

長期目標	・コンピュータ等の情報機を用いて、文字の読み書きをする方法を知り、その方法を用いて、他の生徒の平均と同じ程度の時間で読み書きができる。。
短期目標	・英語の授業でコンピュータ等の情報機器を活用することができる。

4　目標達成のために必要な内容（項目）の選定

健康の保持	心理的な安定	人間関係の形成	環境の把握	身体の動き	コミュニケーション
□生活リズムや生活習慣の形成 □病気の状態の理解と生活管理 □身体各部の状態の理解と養護 ■障害の特性の理解と生活環境の調整 □健康状態の維持・改善	□情緒の安定 □状況の理解と変化への対応 ■障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲	□他者とのかかわりの基礎 □他者の意図や感情の理解 □自己の理解と行動の調整 □集団への参加の基礎	□保有する感覚の活用 ■感覚や認知の特性についての理解と対応 ■感覚の補助及び代行手段の活用 □感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動 □認知や行動の手掛かりとなる概念の形成	□姿勢と運動・動作の基本的技能 □姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 □日常生活に必要な基本動作 □身体の移動能力 □作業に必要な動作と円滑な遂行	□コミュニケーションの基礎的能力 ■言語の受容と表出 □言語の形成と活用 ■コミュニケーション手段の選択と活用 ■状況に応じたコミュニケーション

5　具体的な指導内容の設定

指導場面	通級による指導	重視した配慮点	■主体的 ■意欲の喚起 ■進んだ側面 ■環境調整 □自己選択 ■学習の意味
指導内容と手立て	ア　コンピュータ等の情報機器を使用して、好きなものを読んだり自分の考えを入力したりする。 イ　コンピュータ等の情報機器を使うことでどんな良さがあったか振り返る時間を設定する。		

＊『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』P156～159を参考に作成

第３節　本時の展開例

１　言語障害〈小学校第１学年〉

（１）児童の実態

・カ行音がタ行音に置換する。
○トランプなどのカードゲームが好きである。
●学級全体の前では発音を気にして発表することが少ないが、担任や親しい友達とならば、発音を気にせずに楽しく会話することができる。

（２）題材名　うがいから「カ」行音をつくろう

（３）関連する区分・項目

◎６(2)　言語の形成と活用
○２(1)　情緒の安定
○３(1)　他者とのかかわりの基礎

（４）本時の目標

・カ行音で始まる言葉の発音練習を意欲的に行うことができる。

（５）展開

学習活動【自立活動区分】	時間	活動への支援・留意点	資料・準備物
１　昨日や今日の学校生活の中から授業者に伝えたいことを自由に伝える。	８	・本児が何でも話せるような雰囲気づくりを心がけ、本人の話を肯定的に受け止めるとともに、話の内容を広げられるようにする。	模型の時計 カレンダー
２　本時の学習の流れ及びめあてを確認をする。	２	・見通しをもって学習できるように、学習計画表を用い、一緒に確認する。	学習計画表 シール
「かきくけこ」で始まる言葉の練習をしよう。			
３　ガラガラうがいをする。	５	・最初は授業者が見本を見せた後、確実にできているか確認する。 ・口に含む水を徐々に減らしていく。	コップ 水 タオル 絵カード
４　カ行音で始まる言葉の発音練習をする。	５	・本児が発音しやすい「く」で始まる言葉や好きなキャラクターに関連する言葉を取り入れる。 ・口の中に水を含んだつもりで上を向き、授業者の後について発音するよう伝える。	
５　カードゲーム（神経衰弱やかるた取り）を行う。 【◎６(2)・３(1)】	10	・神経衰弱の絵カードは、学習活動４で使用したものを活用する。 ・授業者と交代で行い、選んだ絵カードは発音することを約束する。	
６　自分で選んだ活動をする。 【２(1)】	10	・３・４・５の活動（複数選択も可）から自分の好きな活動を選択できることを伝える。	
７　本時の学習を振り返り、自己評価をする。	５	・本児とともに、がんばって取り組んだことやうまくできるようになったことを振り返り、賞賛する。	

（６）評価規準

・学習活動３～６において、カ行音で始まる言葉の発音練習を意欲的に行っている。

2　注意欠陥多動性障害〈小学校第３学年〉

（１）児童の実態

・話を集中して聞くことが困難である。
○体を動かすことが全般的に好きである。
●興味関心が移りやすく、１つのことに集中することが難しいが、テレビアニメなどは集中して見ている。
●相手の話を集中して聞くことが難しく、衝動的に行動してしまうこともあるが、見通しがわかれば、話を聞くことができるようになってきた。

（２）題材名　話の聞き方を振り返ろう

（３）関連する区分・項目

◎４(2)　感覚や認知の特性についての理解と対応
○２(1)　情緒の安定
○３(3)　自己の理解と行動の調整

（４）本時の目標

・自分や友達の話を聞いている様子を振り返ることができる。

（５）展開

学習活動【自立活動区分】	時間	活動への支援・留意点	資料・準備物
１　体を使った遊びをしたり、今日の学級での様子を授業者に話したりする。【２(1)】	10	・本児の好きな身体活動を選択できるようにするとともに、自由会話では本児の話を肯定的に受け止めるようにする。	
２　前時の学習を振り返り、本時の流れ及びめあてを確認する。 自分や友達の授業の様子を振り返ってみよう。	2	・話を聞くときのポイントを復習した上で、本時の流れ及びめあてを視覚的にも示す。	
３　在籍学級における授業をＶＴＲで振り返り、自分や友達が活動している様子を振り返る。【◎４(2)・３(3)】	20	・在籍学級の担任と事前打合せを行い、授業の様子をビデオ撮影しておく。 ・振り返りに使う場面を本児と相談して決定する。 ・本児が担任や友達の話をよく聞いている場面を授業者が意図的に取り上げることで自分がどうしてよく聞いていたのか、考えられるようにする。	ビデオ 電子黒板
４　体を使った遊びを行う。【２(1)】	8	・主体的に取り組めるよう、好きな身体活動を選択するよう伝える。	
５　本時の学習を振り返り、自己評価をする。	5	・本児とともに、がんばって取り組んだことやうまくできるようになったことを振り返り、賞賛する。	

（６）評価規準

・自分や友達の様子の違いに気付き、授業者に話している。

3　学習障害〈小学校第４学年〉

（１）児童の実態

・教科書等の音読の際、どこを読んでいるのか分からなくなってしまう。
○コンピュータの操作が得意である。
●スリットを使用すると、自分のペースで国語の教科書の音読ができる。

（２）題材名　自分に合った音読の仕方を確かめよう

（３）関連する区分・項目

◎４(2)　感覚や認知の特性についての理解と対応
○２(3)　障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲
○４(4)　感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動

（４）本時の目標

・コンピュータ等の情報機器を用い、自分のペースで国語の教科書を音読することができる。

（５）展開

学習活動【自立活動区分】	時間	活動への支援・留意点	資料・準備物
1　複数の話題カードから選択した話題について話をする。	5	・ゲーム感覚で話せるようじゃんけんで話す順番を決め、授業者も話題カードに沿って話をする。 ・本児が好きなサッカーやゲーム等も話題カードに含める。	話題ｶｰﾄﾞ
2　本時の学習の流れ及びめあてを確認をする。	2	・本時の学習の見通しがもてるよう、今後の国語の授業で音読するページを確認する。	教科書 学習予定表
コンピュータ等の情報機器を使って自分のペースで音読練習をしよう。			
3　スリットを使用し、授業者による教科書の音読箇所を目と指で確認する。	5	・授業者は本児が目と指で該当箇所が確認できる速度で音読する。	スリット
4　音読時に気を付けることを授業者と確認する。【◎４(2)】	8	・本児が読みやすくなるよう、文節ごとの区切りやスリット幅の調整等を確認する。	
5　スリットを使用して、教科書の音読をする。	5	・授業者は音読を聞きながら、うまくいっているところを本児と確認し、どうしてうまく読めたのか本児とともに確認する。	
6　コンピュータ等の情報機器を使い、教科書を一人で読む。【２(3)・４(4)】	15	・自分のペースで練習するよう伝える。 ・自分のペースで、区切り方や音声の有無等を変更できるように設定しておく。	ﾀﾌﾞﾚｯﾄﾊﾟｿｺﾝ
7　本時の学習を振り返り、自己評価をする。	5	・本児とともに、がんばって取り組んだことやうまくできるようになったことを振り返り、賞賛する。	

（６）評価規準

・コンピュータ等の情報機器を活用し、自分のペースで国語の教科書を音読している。

4　自閉症〈中学校第１学年〉

（１）生徒の実態

・友達に対して、状況に応じた言葉かけが難しい。
○図鑑、辞典を中心に本を読むことが好きである。
●通級指導担当教師と養護教諭には、自分から体験談等を話そうとすることが多い。

（２）題材名　自分の思いを伝えよう

（３）関連する区分・項目

◎３(3)　他者の意図や感情の理解
○３(2)　自己の理解と行動の調整
○６(2)　言語の受容と表出

（４）本時の目標

・場面絵の状況に応じて友達にかける言葉を考え、授業者に伝えることができる。

（５）展開

学習活動【自立活動区分】	時間	活動への支援・留意点	資料・準備物
１　登校してから本時までの出来事を話す。　【◎３(3)】	８	・自分の体験談等を自由に安心して話すことができるよう、本人の思いを共感的に受け止めるようにする。 ・思い出しにくいときは日課表に従って確認する。終末の振り返りに生かせるよう、友達とのかかわりのある部分を焦点化し板書する。	日課表 時間割
２　前時の学習を振り返り、本時の流れ及びめあてを確認をする。	10	・気持ちを表す言葉がどんなときに使われるか、一問一答形式で確認する。	
場面絵などから友達にどんな言葉をかけたらよいか考えよう。			
３　友達とのかかわりに関する場面絵を見たり文章を読んだりして、友達にかける言葉を考える。 【◎３(3)・３(2)・６(2)】	20	・そのときの思いや考えを自分の言葉で話したり、授業者が友達の立場で考えて伝えたりする。 ・互いの考えを確認しながら、どのようにすれば互いに気持ちよく過ごせるか一緒に考える。 ・気持ちの想像が難しい場合、選択肢から選べるようにする。	場面絵 エピソードカード
４　学習活動１で説明した出来事を題材に、友達にどんな言葉をかけたらよいか考える。 【◎３(3)・３(2)・６(2)】	８	・本生徒が板書の出来事から選択して答えるようにする。 ・本生徒の発言を認めるとともに、授業者の考えも提示することで、異なる捉え方に触れられるようにする。	
５　本時の振り返りをする。	４	・本生徒の自己評価を尊重して、一生懸命取り組んだことを認めるとともに、学校生活で状況に応じた言葉かけができるよう、意欲付けを図る。	

（６）評価規準

・学校生活の中で選んだ場面において、友達にかける言葉を考えて授業者に伝えている。

参考資料

1　特別支援学級、通級による指導の対象について

・特別支援学校、特別支援学級、通常の学級（通級による指導）の対象となる障害の程度

	特別支援学校	特別支援学級	通常の学級 通級による指導	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	左記に掲げる程度に達しないもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
知的障害者	一　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの		〃
肢体不自由者	一　肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二　肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
病弱者	一　慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一　慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二　身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
自閉症者		一　自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
情緒障害者		二　主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
注意欠陥多動性障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの	〃
根拠等	学校教育法施行令第22条の3	「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」 （平成25年10月4日付け25文科初第756号）		
	参考：「教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～」 （平成25年10月　文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）			

2　自立活動の目標及び内容について

（１）自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

（２）自立活動の内容

区　分	項　　目
1 健康の保持	(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 (2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。 (3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 (5) 健康状態の維持・改善に関すること。
2 心理的な安定	(1) 情緒の安定に関すること。 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。 (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。
3 人間関係の形成	(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。 (2) 他者の意図や感情の理解に関すること。 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。 (4) 集団への参加の基礎に関すること。
4 環境の把握	(1) 保有する感覚の活用に関すること。 (2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。
5 身体の動き	(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。 (4) 身体の移動能力に関すること。 (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。
6 コミュニケーション	(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 (2) 言語の受容と表出に関すること。 (3) 言語の形成と活用に関すること。 (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。 (5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

３　視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童生徒に教育を行う特別支援学校の各教科における必要とされる指導上の配慮事項について

（１）視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

①　児童生徒が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにする。
②　児童生徒の障害の状態等に応じて、文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させる。
③　児童生徒の障害の状態等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるよう指導する。
④　視覚補助具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材、拡大教材、音声教材等の効果的な活用を通して、児童生徒が容易に情報を収集・整理し主体的に学習できるよう、障害の状態等を考慮した指導方法を工夫する。
⑤　児童生徒が場の状況や活動の過程等を的確に把握できるよう配慮することで、空間や時間の概念を養い、見通しをもって意欲的な学習活動を展開できるようにする。

＊参考『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』第２章第１節第１款「１　視覚障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」

（２）聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

①　体験的な活動を通して、体験の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童生徒の発達に応じた思考力の育成に努める。
②　児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養うように工夫する。
③　児童生徒の障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して、発表や話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫する。
④　補聴器等の利用により、児童生徒の保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにする。
⑤　児童生徒の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くなど指導を工夫する。
⑥　視覚的に情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。

＊参考『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』第２章第１節第１款「２　聴覚障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」

（３）肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

①　体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、児童生徒の障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努めること。
②　児童生徒の身体の動きの状態や認知の特性、各教科の内容の習得状況等を考慮して、指導内容を適切に設定し、重点を置く事項に時間を多く配当するなど計画的に指導する。
③　児童生徒の学習時の姿勢や認知の特性等に応じて、指導方法を工夫する。
④　児童生徒の身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。
⑤　各教科の指導に当たっては、特に自立活動の時間における指導との密接な関連を保ち学習効果を一層高めるようにする。

＊参考『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』第２章第１節第１款「３　肢体不自由者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」

（４）病弱･身体虚弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校

①　児童生徒の学習状況や病気の状態や授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮した工夫を行ったり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動が展開できるようにする。
②　健康状態の維持や管理、改善等に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち学習効果を一層高めるようにする。
③　体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、児童生徒の病気の状態や学習環境に応じて指導方法を工夫し、効果的な学習活動が展開できるようにする。
④　児童生徒の身体活動の制限等の状態に応じて、教材・教具や補助用具などを工夫するとともに、コンピュータ等の情報機器などを有効に活用し、指導の効果を高めるようにする。
⑤　児童生徒の病気の状態等を考慮し、学習活動が負担過重となる又は必要以上に制限することがないようにする。
⑥　姿勢の保持や長時間の学習活動が困難な場合は、姿勢の変換や適切な休養の確保などを行う。

＊参考『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』第２章第１節第１款「４　病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校」

４　知的障害者である児童生徒の教育的対応の基本について

①　児童生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を考慮して教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、指導目標を設定するとともに、指導内容のより一層の具体化を図る。
②　望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣、学びに向かう力が身に付くよう指導する。
③　生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導するとともに、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する。
④　自発的な活動を大切にし、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力・判断力・表現力等を育むよう指導する。
⑤　児童生徒が、自ら見通しをもって主体的に行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活が送れるようにする。
⑥　生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導するとともに、できる限り児童生徒の成功経験を豊富にする。
⑦　児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材教具等を工夫するとともに、目標が達成しやすいように段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つようにする。
⑧　児童生徒一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにするとともに、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する。
⑨　児童生徒一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、児童生徒の生活年齢に即した指導を徹底する。

＊参考『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領解説各教科等編（小学部・中学部）』第４章第２節の２「知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本」

５　障害の捉え方について

（１）ＩＣＦ（国際生活機能分類）

国際生活機能分類（ICF：International Classification of Functioning,Disability and Health 平成13(2001)年５月）では、人間の生活機能は、心身機能・身体構造、活動、参加の三つの要素で構成されており、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉えている。そして、生活機能と障害の状態は、健康状態や、背景因子(環境因子、個人因子)と相互に影響し合うものと説明している。構成要素間の相互関係については、下図参照。

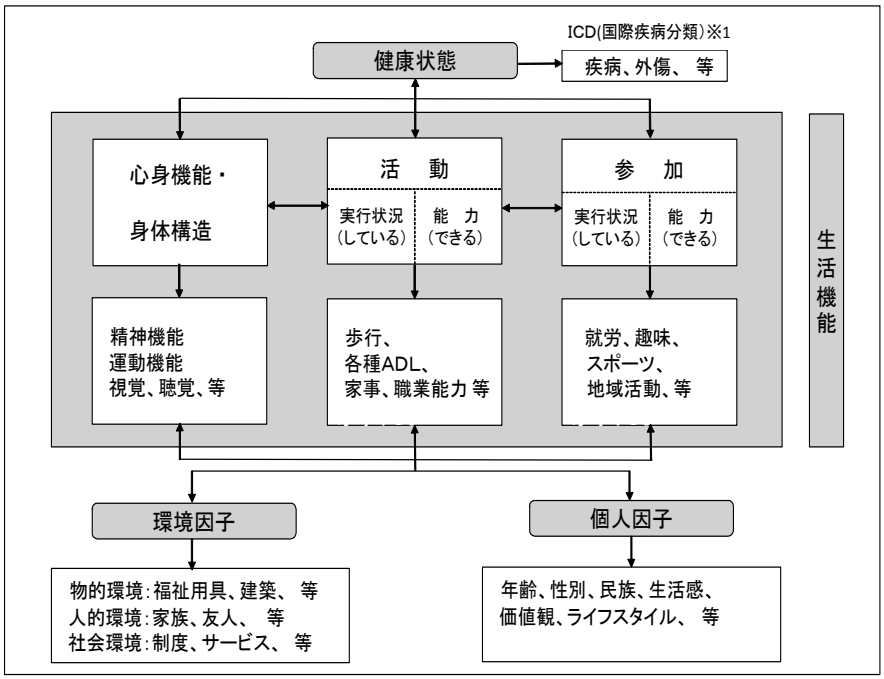

構成要素間の相互作用（概念図：具体例が入ったもの）

（出典）　厚生労働省大臣官房統計情報部編「生活機能分類の活用に向けて」

ICD（国際疾病分類）は、疾病や外傷等について国際的に記録や比較を行うためにWHO（世界保健機関）が作成したものである。ICD が病気や外傷を詳しく分類するものであるのに対し、ICF はそうした病気等の状態にある人の精神機能や運動機能、歩行や家事等の活動、就労や趣味等への参加の状態を環境因子等のかかわりにおいて把握するものである。

（２）障害者基本計画

障害者基本法第11条第１項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられている。平成５(1993)年度から策定されており、平成30(2018)年度から2022年度までが第４次計画となっている。

〔障害者基本法第11条第１項〕

政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

＜障害者基本法による「障害者」「社会的障壁」の意義＞

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

２　社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

６　合理的配慮の提供について

（１）合理的配慮とは

〔合理的配慮とは〕

学校教育における「合理的配慮」とは、障害のある児童生徒が、他の児童生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的として、学校の設置者及び学校が社会的障壁を除去するために行う「必要かつ合理的な取組」のことである。

・障害の特性や具体的場面・状況に応じて「個別」に必要となるもの
・体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの

（２）合理的配慮の提供に当たって

「合理的な配慮」の提供に当たっては、本人・保護者と学校の設置者及び学校が、建設的対話による相互理解を通じて合意形成を図ることが大切である。

検討の中で、過重な負担に当たると判断した場合は、本人・保護者にその理由を説明し、理解を得るよう努める。その際には、本人に十分な教育を提供する視点から、代替措置の選択も含め、合意形成を図ることが大切である。

「合理的配慮」は、本人・保護者からの意思の表明に基づくものであるが、意思の表明のない場合でも適切な対応に努めることが大切である。

〔法的義務〕

障害者差別解消法の施行（平成28(2016)年4月）により、国公立の学校においては、「合理的配慮の提供」が義務となった。

＊参考

「【特別支援教育資料】学校における合理的配慮の提供について」（平成27(2015)年３月）
栃木県教育委員会事務局特別支援教育室

（３）視覚障害の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

①　教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う。
・視覚補助具の効果的な活用、他者へ積極的にかかわる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする 等

①－１－２　学習内容の変更・調整

○視覚情報が得にくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。
・状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や文章読解等での時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保 等

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う。
・聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないものを確認できる模型や写真 等
○視覚障害を補う視覚補助具やＩＣＴ等を活用した情報の保障を図る。
・画面拡大や色の調整、読み上げソフトウェア 等

①－２－２　学習機会や体験の確保

○見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。
○気づきにくい事柄や理解しにくい事柄の状況を説明する。
○学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○自己の視覚障害を理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにする。
○身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくいときには自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。
○視覚に障害がある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②　支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。
○眼科医からのアドバイスを日常生活で必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。
○点字図書館等地域資源の活用を図る。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３　災害時等の支援体制の整備

○見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにする。
○緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

③　施設・設備

③－１　校内環境のバリアフリー化

○校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する。
・廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する　等

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○見えやすいように環境を整備する。
・まぶしさを防ぐために光の調整を可能にする設備（ブラインドやカーテン、スタンド等)、必要に応じて教室に拡大読書器を設置する 等

③－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○避難経路に明確な目印や照明を設置する。

＊参考『教育支援資料』第３編　「1　視覚障害」「３　視覚障害のある子供の教育における合理的配慮の観点」

（４）聴覚障害の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

①　教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う。

・補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段（身振り、簡単な手話等）の活用に関すること 等

①－１－２　学習内容の変更・調整

○音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

・外国語のヒアリング等における音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示 等

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。

・分かりやすい板書、教科書の音読箇所の位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用 等

○聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る。

・座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚の騒音軽減、ＦＭ式補聴器の使用 等

①－２－２　学習機会や体験の確保

○言語経験の少なさによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う。

・話合いの内容を確認するため、書いて提示し読ませる 等

○日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。

○通常の学級での指導に加え、聴覚に障害がある児童生徒が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②　支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。

○耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、児童生徒のための交流会の活用を図る。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３　災害時等の支援体制の整備

○放送等による避難指示を聞き取ることができない児童生徒に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

③　施設・設備

③－１　校内環境のバリアフリー化

○放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。

・教室等の字幕放送受信システム 等

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○教室等の聞こえの環境を整備する。

・絨毯・畳の指導室の確保

・行事における進行次第や挨拶文、 劇の台詞等の文字表示 等

③－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

＊参考『教育支援資料』第３編　「Ⅱ　聴覚障害」「４　聴覚障害のある子供の教育における合理的配慮の観点」

（５）知的障害の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

① 教育内容・方法

①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにする。

○社会生活上の規範やルールの理解を促すための指導を行う。

①－１－２ 学習内容の変更・調整

○理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う。

・焦点化、基礎的･基本的な学習内容の重視、生活上必要な言葉等の意味の理解 等

①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する。

・文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、絵カードや文字カード、パソコン等の活用 等

①－２－２ 学習機会や体験の確保

○調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、家庭でも生かすことのできる力が向上するように指導する。

○学習活動が円滑に進むように、図や写真を活用した日課表や活動予定表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導する。

①－２－３ 心理面・健康面の配慮

○知的発達の遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、学級集団の一員として所属意識がもてるように学級全体で取り組む活動を工夫する。

○自尊感情や自己肯定感、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

② 支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

○知的障害の状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障害）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。

○てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。

②－２ 児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○知的障害の状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

○適切な避難等の行動の仕方が分からず混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

③ 施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

○自主的な移動ができるよう、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

③－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。

○必要に応じて、生活体験を主とした活動ができる場を用意する。

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

＊参考『教育支援資料』第３編「Ⅲ 知的障害」「３ 知的障害のある子供の教育における合理的配慮の観点」

（６）肢体不自由の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

①　教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う。
・片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援 等

①－１－２　学習内容の変更・調整

○上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う。
・書く時間の延長、記入や計算する量の軽減、体育等での運動内容の変更 等

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○書字や計算が困難な児童生徒に対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する。
・書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な児童生徒にはコミュニケーションを支援する機器（文字盤や音声出力型の機器等）の活用 等

①－２－２　学習機会や体験の確保

○経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる。
・新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする、車いす使用の児童生徒が栽培活動に参加できるよう高い位置に花壇を作る 等

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う。
・体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保、車いす使用時に必要な１日数回の姿勢の変換及びそのためのスペースの確保 等

②　支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。
・必要に応じて特別支援学校からの支援を受ける。
○理学療法士（ＰＴ）、作業療法士（ＯＴ）、言語聴覚士（ＳＴ）等の指導助言を活用する。
○医療的ケアが必要な場合には主治医、看護師等の医療関係者との連携を図る。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３　災害時等の支援体制の整備

○移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する。
・車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成 等

③　施設・設備

③－１　校内環境のバリアフリー化

○車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う。
・段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障害者用トイレの設置 等

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する。
・上下式のレバーの水栓、 教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障害物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置 等

③－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○移動の困難さに対して避難経路を確保し、必要な施設・設備の整備を行うとともに、災害等発生後の必要な物品を準備する。
・車いす、担架、非常用電源や手動で使える機器 等

＊参考『教育支援資料』第３編　「Ⅳ　肢体不自由」「３　肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点」

（７）病弱･身体虚弱の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

①　教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○服薬管理や環境調整、 病状に応じた対応等ができるよう指導を行う。
・服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、薬の副作用等、薬の理解とその対応、必要に応じた休憩などの病状に応じた対策 等

①－１－２　学習内容の変更・調整

○病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う。
・習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等による材料の変更 等

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ＩＣＴ等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。

①－２－２　学習機会や体験の確保

○入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す児童生徒の教育の機会を確保する。
・体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する。

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う。
・治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導 等

②　支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にする。
○急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。
・主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援
・日々の体調把握のための保護者との連携
・緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築
○医療的ケアが必要な場合には看護師等、 医療関係者との連携を図る。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、児童生徒、教職員、保護者の理解啓発に努める。
・ペースメーカー使用者の運動制限など、外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解 等

②－３　災害時等の支援体制の整備

○医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、児童生徒の病気に応じた支援体制を整備する。
・病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒（心臓病等）が逃げ遅れないための支援 等

③　施設・設備

③－１　校内環境のバリアフリー化

○心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や児童生徒が自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する。
・色素性乾皮症の場合の紫外練カットフィルム、相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設、落ち着けないときや精神状態が不安定なときの児童生徒が落ち着ける空間の確保等

③－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○災害等発生時については病気のため迅速に避難できない児童生徒の避難経路を確保する。
○災害等発生後については薬や非常用電源の確保する。
○長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

＊参考『教育支援資料』第３編　「Ⅴ　病弱・身体虚弱」「３　病弱・身体虚弱のある子供の教育における合理的配慮の観点」

（８）言語障害の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

①　教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにするための音の指導を行う。

・一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読等の指導 等

①－１－２　学習内容の変更・調整

○発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う。

・教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導 等

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う。

・筆談、ＩＣＴ機器の活用 等

①－２－２　学習機会や体験の確保

○発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う。

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○言語障害のある児童生徒が集まる交流の機会の情報提供を行う。

②　支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○言語障害の専門家(言語聴覚士（ＳＴ）等)との連携による指導の充実を図る。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○言語障害について、児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３　災害時等の支援体制の整備

○発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練に取り組む。

③施設・設備

③－１　校内環境のバリアフリー化

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○施設・設備については基本的には他の児童生徒と共通の配慮を要する。

＊参考『教育支援資料』第３編　「Ⅵ　言語障害」「６　言語障害のある子供の教育における合理的配慮の観点」

（９）情緒障害の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

①　教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○社会適応に必要な技術や態度が身に付くよう指導内容を工夫する。

①－１－２　学習内容の変更・調整

○心理面での不安定さから学習の積み上げが難しかったり、治療等により学習の空白期間が生じたりする場合もあることから、学習内容の定着に配慮する。

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○場面によっては、意図したことが言語表現できない場合があることから、緊張や不安を緩和させるように配慮する。

①－２－２　学習機会や体験の確保

○治療等により生じる学習機会の不足等に配慮する。

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○情緒障害のある児童生徒の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。

・カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応　等

②　支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、障害の特性について理解を深められるようにする。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること等について、周囲の児童生徒や教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３　災害時等の支援体制の整備

○情緒障害のある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しい場合もあるため、心理的に混乱することを想定した支援体制を整備する。

③　施設・設備

③－１　校内環境のバリアフリー化

○安心して自主的な移動ができるように、特別教室への導線などを分かりやすくする。

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。

○興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。

③－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

＊参考『教育支援資料』第３編　「Ⅶ　情緒障害」「３　情緒障害のある子供の教育における合理的配慮の観点」

(10) 自閉症の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

① 教育内容・方法

①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法へのこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補う指導を行う。

・動作等を利用し意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を覚える 等

①－１－２ 学習内容の変更・調整

○自閉症の特性により、 数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。

・理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等

①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○自閉症の特性を考慮し、写真や図面、実物等の視覚を活用した情報を提供する。

○細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

①－２－２ 学習機会や体験の確保

○自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くする。

○言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。

①－２－３ 心理面・健康面の配慮

○情緒障害のある児童生徒の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。

・カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等

○自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

② 支援体制

②－１ 専門性のある指導体制の整備

○自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

②－２ 児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の児童生徒や教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３ 災害時等の支援体制の整備

○自閉症や情緒障害のある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

③ 施設・設備

③－１ 校内環境のバリアフリー化

○自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、導線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりする。

③－２ 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。

○興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保する。

○必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

＊参考『教育支援資料』第３編 「Ⅷ 自閉症」「４ 自閉症のある子供の教育における合理的配慮の観点」

(11) 学習障害の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

① 教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。

・文字の形を見分けることをできるようにする指導、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価 等

①－１－２　学習内容の変更・調整

○「読む」「書く」等、特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う。

・習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分 等

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する。

・文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける、音声やコンピュータの読み上げ、聴覚情報を併用して伝える 等

①－２－２　学習機会や体験の確保

○身体感覚の発達を促すために活動を通した指導を行う。

・体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動 等

○活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける。

・文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保 等

② 支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。

○通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあること等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３　災害時等の支援体制の整備

○指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む。

・具体的で分かりやすい説明、不安感をもたずに行動ができるような避難訓練の継続等

③ 施設・設備

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する。

・余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的に分かりやすいような表示 等

＊参考『教育支援資料』第３編　「Ⅸ　学習障害」「４　学習障害のある子供の教育における合理的配慮の観点」

(12) 注意欠陥多動性障害の児童生徒の教育における合理的配慮の観点

① 教育内容・方法

①－１－１　学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

○行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う。

・自分を客観視する、物品の管理方法の工夫、メモの使用 等

①－１－２　学習内容の変更・調整

○注意の集中の持続が苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

・学習内容を分割して適切な量にする 等

①－２－１　情報・コミュニケーション及び教材の配慮

○聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する。

・掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用、静かで集中できる環境づくり 等

①－２－２　学習機会や体験の確保

○好きなものと関連付けるなど興味・関心がもてるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通した指導を行う。

①－２－３　心理面・健康面の配慮

○活動に持続的に取り組むことが難しく、また、不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める。

・十分な活動のための時間の確保、物品管理のための棚等の準備、良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、感情のコントロール方法の指導、困ったときに相談できる人や場所の確保 等

② 支援体制

②－１　専門性のある指導体制の整備

○特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②－２　児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

○不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②－３　災害時等の支援体制の整備

○落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。

・項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防 等

③ 施設・設備

③－２　発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

○注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する。

・余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置 等

③－３　災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○災害等発生後、避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

＊参考『教育支援資料』第３編　「Ｘ　注意欠陥多動性障害」「４　注意欠陥多動性障害のある子供の教育における合理的配慮の観点」

7　文部科学省刊行物等

○文部科学省刊行物

・『小学校学習指導要領』（平成29(2017)年３月）
・『中学校学習指導要領』（平成29(2017)年３月）
・『特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』（平成29(2017)年４月）
・『小学校学習指導要領解説　総則編』（平成29(2017)年７月）
・『中学校学習指導要領解説　総則編』（平成29(2017)年７月）
・『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　総則編（幼稚部・小学部・中学部）』（平成30(2018)年３月）
・『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説　自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）』（平成30(2018)年３月）
・『特別支援学校学習指導要領解説　各教科等編（小学部・中学部）』（平成30(2018)年３月）
・『教育支援資料』（平成25(2013)年10月）特別支援教育課
・『発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気付き、支え、つなぐために～』（平成29(2017)年３月）
・『改訂第３版　障害に応じた通級による指導の手引』（平成30(2018)年８月20日）海文堂出版株式会社発行

○文部科学省通知等

・「特別支援教育の推進について（通知）」（平成19(2007)年４月１日）初等中等教育局長
・「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（平成25(2013)年10月４日）初等中等教育局長
・「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消に対する対応指針」
（平成27(2015)年文部科学省告示第180号）
・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（平成28(2016)年12月９日）初等中等教育局長
・「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について（依頼）」
（平成30(2018)年２月８日）特別支援教育課長、教育課程課長、幼児教育課長
・「教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（平成30(2018)年５月24日）
文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
・「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成30(2018)年８月27日）初等中等教育局長

○中央教育審議会関係

・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24(2012)年７月）
中央教育審議会初等中等教育分科会

特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引作成委員

所　属	職　名	氏　名	所　属	職　名	氏　名
宇都宮市立中央小学校	教　諭	坂下　治美	宇都宮市教育センター	副主幹・指導主事	原　晃子
日光市立東中学校	教　諭	篠原　久恵	鹿沼市教育委員会	主査兼指導主事	青木　高訓
真岡市立真岡西小学校	教　諭	榎戸　香重	下野市教育委員会	主幹兼指導主事	白石　孝子
小山市立小山城南中学校	教　諭	藤田　浩子	大田原市教育委員会	副主幹兼指導主事	黒田　信幸
那珂川町立小川中学校	教　諭	松本　昌代	芳賀教育事務所	副主幹	阿久津裕美
那須塩原市立東小学校	教　諭	鈴木　克子	塩谷南那須教育事務所	副主幹	関　一浩
足利市立青葉小学校	教　諭	兵藤　裕	安足教育事務所	副主幹	湯澤　典子
			総合教育センター教育相談部	指導主事	落合　睦美

本手引の作成は、栃木県教育委員会事務局特別支援教育室　副主幹　矢野 勝昭、青柳　晋作が担当した。
なお、編集に当たり、栃木県教育委員会事務局から、次の者が参加した。

特別支援教育室　室長補佐（総括）　山中由美子　　副 主 幹　玉田　敦子　　副 主 幹　藤本　勝
係長　海老沢　豊　　指導主事　岩崎　実香　　指導主事　赤堀　雅史
指導主事　田辺さや佳

VERY GOOD LOCAL

とちぎ

特別支援学級及び通級による指導教育課程編成の手引

平成３１(2019)年２月

栃木県教育委員会